

障害者福祉システム等標準化検討会 第5回合同WT

12月1日全国照会後の標準仕様書
の変更概要等

令和5年2月9日
事務局提出資料

1. 全国意見照会(令和4年12月1日(木)～12月27日(火))の意見集約結果 P2-3
2. 2.1版案の主な変更内容 P4-29
 - ・(デジタル庁)データ要件・連携要件との整合対応
 - ・(デジタル庁)過剰な機能の標準オプションへの変更対応
 - ・(デジタル庁)横並び調整方針対応
 - ・全国意見照会の主な意見と対応内容(意見集約一覧の対応)
 - ・検討事項一覧及び継続検討一覧の対応
3. 市町村から都道府県への進達データの作成 P30-34
4. 都道府県システムの標準化 P35-39
5. 主な今後の継続検討事項 P40

1. 全国意見照会 意見集約(回答団体数)

- 全国意見照会(令和4年12月1日(木)～12月27日(火))の意見は、**74 団体**から寄せられた。
- 指定都市、大都市からの回答割合が高く、都道府県からの回答も多く寄せられた。

| 自治体分類 | 本編変更案 | 障害者福祉共通 | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神障害者福祉手帳 | 国制度手当 | 特別児童扶養手当 | 障害福祉サービス(受給者) | 障害福祉サービス(給付) | 補装具 | 自立支援医療(更生医療) | 自立支援医療(育成医療) | 自立支援医療(精神通院医療) | その他 | 回答団体数 | 回答団体率 |
|------------|-------|---------|---------|------|-----------|-------|----------|---------------|--------------|-----|--------------|--------------|----------------|-----|-----------|-------|
| 都道府県(47) | 4 | 2 | 5 | 4 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 11 | 23.4% |
| 指定都市(20) | 8 | 7 | 8 | 9 | 8 | 11 | 10 | 9 | 5 | 8 | 9 | 7 | 10 | 6 | 17 | 85.0% |
| 中核市(62) | 1 | 1 | 6 | 3 | 3 | 5 | 3 | 4 | 1 | 5 | 5 | 3 | 5 | 4 | 13 | 21.0% |
| 特別区(23) | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 3 | 2 | 5 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 9 | 39.1% |
| 市町村(1,636) | 5 | 8 | 5 | 4 | 5 | 4 | 3 | 7 | 3 | 6 | 4 | 3 | 6 | 5 | 24 | 1.5% |
| 合計(1,788) | 20 | 20 | 25 | 21 | 18 | 24 | 20 | 25 | 11 | 22 | 19 | 14 | 24 | 17 | 74 | 4.1% |

1. 全国意見照会 意見集約(意見数)

- 全国意見照会(令和4年12月1日(木)～12月27日(火))の意見は、**989件**が寄せられた。
- 指定都市及び中核市からの意見が全体の70%を占めている。

| 自治体分類 | 本編変更案 | 障害者福祉共通 | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 国制度手当 | 特別児童扶養手当 | 障害福祉サービス(受給者) | 障害福祉サービス(給付) | 補装具 | 自立支援医療(更生医療) | 自立支援医療(育成医療) | 自立支援医療(精神通院医療) | その他 | 意見数 | 意見率 |
|------------|-------|---------|---------|------|-------------|-------|----------|---------------|--------------|-----|--------------|--------------|----------------|-----|-----|-------|
| 都道府県(47) | 8 | 3 | 20 | 44 | 3 | 1 | 6 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 3 | 0 | 93 | 9.4% |
| 指定都市(20) | 14 | 48 | 38 | 37 | 42 | 36 | 34 | 103 | 15 | 34 | 31 | 28 | 49 | 13 | 522 | 52.8% |
| 中核市(62) | 3 | 17 | 19 | 4 | 23 | 19 | 10 | 16 | 3 | 6 | 9 | 7 | 29 | 5 | 170 | 17.2% |
| 特別区(23) | 3 | 5 | 3 | 1 | 0 | 15 | 2 | 34 | 3 | 8 | 0 | 1 | 1 | 2 | 78 | 7.9% |
| 市町村(1,636) | 14 | 18 | 8 | 13 | 5 | 10 | 10 | 11 | 3 | 14 | 4 | 3 | 6 | 7 | 126 | 12.7% |
| 合計(1,788) | 42 | 91 | 88 | 99 | 73 | 81 | 62 | 164 | 24 | 65 | 46 | 39 | 88 | 27 | 989 | 100% |

2. 2.1版案の主な変更内容(データ要件・連携要件との整合対応①)

- デジタル庁より、「基本データリスト(令和4年度上期意見照会版)」に対する意見のうち厚生労働省へ確認依頼のあったものについて、以下の内容については障害者福祉システム標準仕様書に反映している。

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 |
|----|---|--|
| 1 | グループ名称 国制度手当支給情報 被災状況書について項目がみあたりません。「該当の理由」などの項目が必要と考えます。 | ご意見を踏まえて、機能ID:5.1.6.(標準オプション)の管理項目に「被災有無」、「被災状況非該当の理由」を追加いたしました。 ○変更箇所 機能ID:5.1.6. |
| 2 | データ項目ID02202205補装具独自施策_金額_5 補装具では独自施策として以下の金額項目が必要です。 1. 県独自_同月利用者負担計 2. 県独自_月額負担上限額 3. 県独自_利用者負担(基準内) 4. 県独自_利用者負担(超過額+基準内) 5. 県独自_公費負担額 6. 県独自_セーフティ分金額 不足している為、[補装具独自施策_金額]項目を10個まで増やしていただけないでしょうか。 | ご意見を踏まえて、機能ID:11.1.17.の補装具独自施策利用項目の金額については10個までに変更いたしました。 ○変更箇所 機能ID:11.1.17. |
| 3 | 02200018, 02200136, 02200239, 02200377, 02200721, 02200970, 02201640, 02201799, 02201966, 02202117, 02202297 いずれもコードID006「状態区分」を利用するデータ項目だが、データ項目名が「資格状態コード」と「状態区分コード」で表記の揺れが生じている。データ項目名をどちらかに統一いただき、コードID名も併せて統一いただきたい。なお、標準仕様書別紙2内に記載される管理項目名も併せて統一をいただきたい。 | ご意見を踏まえて、機能ID:6.1.3.の「状態区分コード」を「資格状態コード」に変更し、表記を統一いたしました。 ○変更箇所 機能ID:6.1.3. |
| 4 | 02202615 標準仕様書関連箇所として複数の標準仕様書機能IDが示されているが、業務ごとに管理項目として「医療機関名称」と「医療機関名称漢字」が混在している。統一していただきたい。 | ご意見を踏まえて、機能ID:2.8.1.、4.8.1.の管理項目「医療機関名称」を「医療機関名称漢字」に変更し、表記を統一いたしました。 ○変更箇所 機能ID:2.8.1.、4.8.1. |
| 5 | 022_障害者福祉_基本データリスト(案)_手当 データ項目ID:022-00558,022-00559(調整区分コード、調整額) 項目定義に記載のある差引きおよび充当の意味についてです。 差引きは過払が発生した際にまだ支給していない手当から過払となった金額を差引くこと、充当は遡っての認定や税更正による支給額の変更といった本来の支給月とは異なるタイミングで手当が支給となった際の支払を行うこと、を指しているのでしょうか。 | ご意見を踏まえて、機能ID:5.3.11.(標準オプション)の要件の考え方・理由に調整区分(戻入、差引、支払、充当)の補足説明を追加いたしました。 ○変更箇所 機能ID:5.3.11. |

2. 2.1版案の主な変更内容(データ要件・連携要件との整合対応②)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 |
|----|---|---|
| 6 | <p>【障害福祉サービス申請決定情報】 022-00674 保険記号 022-00675 保険番号 022-00676 保険番号枝番 【更生医療情報】 022-01671 被保険者証の記号 022-01672 被保険者証の番号 022-01673 被保険者証の枝番</p> <p>医療保険の被保険者証に記載されている「記号」、「番号」、「番号枝番」について、障がい福祉サービスと自立支援医療にて、項目名の表現が相違しています。例えば次の項目名に揃えて頂けないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証記号 ・被保険者証番号 ・被保険者証番号枝番 <p>※他の業務(022_障害者福祉以外)でも管理する場合がある項目であるため、どの業務でも同様の項目名に揃えて頂けるようにご検討をお願いします。</p> | <p>ご意見を踏まえて、障害福祉サービス、自立支援医療(更生、育成、精神通院)のご指摘の各管理項目について、以下のとおりに変更し、表記を統一いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証記号 ・被保険者証番号 ・被保険者証番号枝番 <p>○変更箇所 機能ID:6.1.33.、8.1.5.、9.1.6.、10.1.6.</p> |
| 7 | <p>データ項目ID01938～02059 精神通院医療情報</p> <p>精神通院医療で受給者番号毎にデータを分ける項目が定義されていません。更生医療や育成医療と同様に、データを出力して加工等をする際に、受給者番号単位でわけることができるように、項目を追加していただくようお願いします。</p> | <p>ご意見を踏まえて、精神通院医療につきましても、更生医療、育成医療と同様に複数の医療行為を行う場合、複数の受給者番号を設定できるに対応いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:10.1.24. 帳票詳細要件_10.自立支援医療(精神通院医療) 03</p> |
| 8 | <p>247 精神障害者保健福祉手帳 永久認定または次回診断書提出年月について項目追加してほしい。</p> | <p>ご意見を踏まえて、年金関係の4項目を機能ID:5.1.2. から4.1.14. に移動し、4.1.14. に「障害年金の永久認定有無」、「障害年金の次回診断書提出年月」を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:4.1.2.、4.1.14.</p> |
| 9 | <p>299 国制度手当 特別児童扶養手当は『申請区分』、本手当は『申請理由』としているのは何故か？運用上は本項目についても『申請区分』として整理した方が管理しやすい。</p> | <p>ご意見を踏まえて、機能ID:5.1.2. 管理項目「申請理由コード」を「申請区分コード」に名称を変更いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:5.1.2.</p> |

2. 2.1版案の主な変更内容(データ要件・連携要件との整合対応③)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 |
|----|--|--|
| 10 | 329 国制度手当 要の場合、任意項目として審査依頼日を追加してほしい。 | ご意見を踏まえて、機能ID:5.1.2.に記載している管理項目「審査依頼要否」、「審査依頼内容」、「審査結果」は障害審査情報であるため抜き出して機能ID:5.1.36.に移動し、ここに管理項目「審査依頼日」を追加いたしました。 ○変更箇所 機能ID:5.1.2.、5.1.36. |
| 11 | 331 国制度手当 審査結果受理日を任意項目として追加してほしい。 | ご意見を踏まえて、機能ID:5.1.36.に管理項目「審査結果受理日」を追加いたしました。 ○変更箇所 機能ID:5.1.36. |
| 12 | 1870 育成医療 更生医療と同様に『原傷病名』の管理を行いたい。 | ご意見を踏まえて、更生医療と同様に育成医療の管理項目に「原傷病名」を追加いたしました。 ○変更箇所 機能ID:9.1.2. |
| 13 | 2594 身体障害者手帳 身体障害者福祉法15条指定医の指定開始日および障害分野、廃止日、廃止理由の項目を追加してほしい。 | ご意見を踏まえて、機能ID:2.8.1.に管理項目「指定医廃止理由」を追加いたしました。 なお、「指定開始日」は「指定医指定日」、「障害分野」は「指定障害種別コード」が該当いたします。 ○変更箇所 機能ID:2.8.1. |
| 14 | 2793 障害者福祉共通 強度行動障害についても管理項目としてほしい。 | ご意見を踏まえて、機能ID:1.3.19.に管理項目「強度行動障害の有無」を追加いたしました。 合わせて、「障害児者の状況を管理できること」から「障害児者の状況を管理し、各台帳画面や一覧で確認できること」に利用場面を明確化いたしました。 ○変更箇所 機能ID:1.3.19. |

2. 2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応①)

- デジタル庁より、機能要件の実装類型の見直し案が10件送付され、検討した結果、以下の7件については障害者福祉システム標準仕様書に反映している。

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 |
|----|---|---|
| 1 | <p>機能ID: 1.1.39. 見直しの観点: 3_過剰機能</p> <p>●「指定都市、児童相談所設置中核市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる。」と定義されているが、実装必須となっている。上記に該当しない市区町村については不要な機能となるため、標準オプションに変更いただきたい。</p> <p>●要件の考え方・理由にも、「指定都市、児童相談所設置中核市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる」と記載のある通り、一部の自治体でのみ必要な機能であるため、要件としては「標準オプション機能」と考える。</p> <p>●基本的には都道府県が担当する事務であり、大半の自治体では不要な機能であるため。特に優先して見直すべき項目: ○ 事業者数: 5</p> | <p>見直し可否: ○ 機能要件の適合性確認においては不要な団体においても実装必須の扱いとなることから、標準オプションに変更いたしました。</p> <p>なお、要件の考え方・理由に記載しているとおり、必要な団体においては実装必須となります。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_01.障害者福祉共通 機能ID:1.1.39.</p> |
| 2 | <p>機能ID: 1.1.40. 見直しの観点: 3_過剰機能</p> <p>●「指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる」と定義されているが、実装必須となっている。上記に該当しない市区町村については不要な機能となるため、標準オプションに変更いただきたい。</p> <p>●要件の考え方・理由にも、「指定都市、児童相談所設置中核市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる」と記載のある通り、一部の自治体でのみ必要な機能であるため、要件としては「標準オプション機能」と考える。</p> <p>●基本的には都道府県が担当する事務であり、大半の自治体では不要な機能であるため。特に優先して見直すべき項目: ○ 事業者数: 5</p> | <p>見直し可否: ○ 機能要件の適合性確認においては不要な団体においても実装必須の扱いとなることから、標準オプションに変更いたしました。</p> <p>なお、要件の考え方・理由に記載しているとおり、必要な団体においては実装必須となります。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_01.障害者福祉共通 機能ID:1.1.40.</p> |
| 3 | <p>機能ID: 1.1.41. 見直しの観点: 3_過剰機能</p> <p>●「指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる」と定義されているが、実装必須となっている。上記に該当しない市区町村については不要な機能となるため、標準オプションに変更いただきたい。</p> <p>●要件の考え方・理由にも、「指定都市、児童相談所設置中核市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる」と記載のある通り、一部の自治体でのみ必要な機能であるため、要件としては「標準オプション機能」と考える。</p> <p>●基本的には都道府県が担当する事務であり、大半の自治体では不要な機能であるため。特に優先して見直すべき項目: ○ 事業者数: 5</p> | <p>見直し可否: ○ 機能要件の適合性確認においては不要な団体においても実装必須の扱いとなることから、標準オプションに変更いたしました。</p> <p>なお、要件の考え方・理由に記載しているとおり、必要な団体においては実装必須となります。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_01.障害者福祉共通 機能ID:1.1.41.</p> |

2. 2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応②)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 |
|----|--|--|
| 4 | <p>機能ID:1.1.42. 見直しの観点:3_過剰機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる」と定義されているが、実装必須となっている。上記に該当しない市区町村については不要な機能となるため、標準オプションに変更いただきたい。 ●基本的には都道府県が担当する事務であり、大半の自治体では不要な機能であるため。 ●要件の考え方・理由にも、「指定都市、児童相談所設置中核市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる」と記載のある通り、一部の自治体でのみ必要な機能であるため、要件としては「標準オプション機能」と考える。 <p>特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:5</p> | <p>見直し可否:○ 機能要件の適合性確認においては不要な団体においても実装必須の扱いとなることから、標準オプションに変更いたしました。 なお、要件の考え方・理由に記載しているとおり、必要な団体においては実装必須となります。</p> <p>また、考え方としては、機能ID:1.1.43.、1.1.44.も同様であるため、合わせて標準オプションに変更いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_01.障害者福祉共通 機能ID:1.1.42.、1.1.43.、1.1.44.</p> |
| 5 | <p>機能ID:1.6.19. 見直しの観点:3_過剰機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ●※1に記載されている「住所_都道府県」の印字有無を設定できること ※住登外者を除くは、法令へ明記されている要件でないこと、全体的な運用方針に影響する要件でないことから、標準オプションに変更しても問題はないと想定されるため。 ●全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在せず、十分運用できているため、住民の住所については設定により可変とせず、全業務横断的に都道府県を除くようにしたほうが良い。 <p>設定により可変としたい場合は、標準オプション機能で良いと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民の住所については設定により可変とせず、全業務横断的に都道府県を除くようにしたほうが良い。 <p>設定により可変としたい場合は、標準オプション機能で良いと考える。</p> <p>特に優先して見直すべき項目:空白 事業者数:4</p> | <p>見直し可否:○ 住登者については都道府県の印字は不要であることから、都道府県の印字自体を無くす変更をいたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_01.障害者福祉共通 機能ID:1.6.19.</p> |

2. 2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応③)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 |
|----|---|--|
| 6 | <p>機能ID:6.4.2. 見直しの観点:3_過剰機能</p> <p>●サービス内容や地域区分コードなど、受給者管理業務を行う上で使用しない項目が含まれている。</p> <p>上記項目を使用すると想定される業務は市町村二次審査であり、オプション要件に該当するものであるため、過剰機能であると判断している。</p> <p>●「証記載都道府県等番号」については、障害児給付入所の情報を管理するための項目と推察されるが、政令指定都市の場合は、障害児給付入所の管理も行っていることから、この管理項目は、標準オプションで良いのではないかと考えられる。</p> <p>●6.4.1.の管理項目で実運用は足りると思われる。過剰な管理項目と思われるため。</p> <p>特に優先して見直すべき項目:○</p> <p>事業者数:4</p> | <p>見直し可否:○</p> <p>機能ID:6.4.2.の機能要件につきましては、ご意見のとおりであるため、実装必須機能から標準オプション機能に変更いたしました。</p> <p>機能ID:6.4.1.につきましては、開設者の情報は必ずしも管理する必要は低いと判断し、標準オプション機能として、機能ID:6.4.5.に分離しました。なお、「証記載都道府県等番号」は機能ID:6.4.2.の管理項目に定めておりません。</p> <p>○変更箇所 機能ID:6.4.1.、6.4.5.、6.4.2.</p> |
| 7 | <p>機能ID:12.1.6. 見直しの観点:3_過剰機能</p> <p>●児童在学学校名、学年、福祉行政報告例用障害分類コードについては自治体によって管理の有無が分かれる項目となるため、標準オプションが妥当だと考える。</p> <p>●児童在学学校名、児童学年については、管理項目未実装でも運用上問題がない認識であるため、標準オプションで良いのではないかと考えられる。</p> <p>●児童在学学校名、学年は、運用上は必ずしも必要ではないためオプション項目でもよいと考えている。</p> <p>特に優先して見直すべき項目:空白</p> <p>事業者数:4</p> | <p>見直し可否:○</p> <p>福祉行政報告例用障害分類コードにつきましては、ご意見のとおりであるため、標準オプションとして、機能ID:12.1.38.に分離させました。</p> <p>児童在学学校名、児童学年は、省令様式にある項目ですが、2.1版案にて「主な日中の所在(在学学校名等)」に変更しています。(帳票レイアウトも合わせて変更しています。)</p> <p>入所施設等の状況を把握するのは重要であるため、省令様式も変更することとなり、2.1版案にて変更した「主な日中の所在(在学学校名等)」をシステム管理していただくようお願いいたします。</p> <p>○変更箇所 機能ID:12.1.38.</p> |

2. 2.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応①)

- デジタル庁より、「標準仕様書間の横並び調整方針」(令和5年2月改訂版(案))が示され、該当する部分について障害者福祉システム標準仕様書に反映している。

| No | 横並び調整方針の内容 ※赤文字が追加された内容 | 2.1版案の変更内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|--|--------------|---|-----------------------------|---------|------|-----------|-----------|-------------|---------|---------|---|---|-----------|-------------|----|---------|--|---|------|--|--|--|-----------|----|-------------|---------|----------|--------------|---|---|---|---|--|--|---|---|---|---|--|-----------------------------|
| 3. | <p>マイナポータルびったりサービスに関すること</p> <p>○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。</p> <p>「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に従って構築された申請管理システムと基幹業務システムとの申請データの連携方法については、当該仕様書にて規定される以下の方式3、4(基幹業務システムの改修を要する方式)についても、過渡的な対応として認められることから、標準オプション機能として、次のとおり規定し、当該標準オプション機能を実装する場合は実装必須機能の実装を猶予することとする。また、その旨を機能要件の「要件の考え方・理由」等において記載することとする。</p> <p>方式3 入力画面に取込機能実装 方式4 一括取込機能の実装</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>1 オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。</p> <p>なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。</p> <p>申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●● ※重点計画記載手続 △△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能 △△ ※重点計画記載手続がなくても記載可能 <p>「要件の考え方・理由」等として以下を記載する。 機能ID: XXXXXXX(以下の標準オプション機能の機能ID)を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。</p> | <p>横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID: 1.1.48. を削除し、1.1.22. に統合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>機能ID(新)</th> <th>機能ID(旧)</th> <th>機能要件</th> <th>障害者福祉システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.障害者福祉共通</td> <td>1.1.他システム連携</td> <td>0220072</td> <td>1.1.22.</td> <td>オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・特別児童養育手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.障害者福祉共通</td> <td>1.1.他システム連携</td> <td>削除</td> <td>1.1.48.</td> <td>申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・特別児童養育手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">実装区分</th> <th rowspan="2">要件の考え方・理由</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>障害者総合支援システム</th> <th>審査会システム</th> <th>請求審査システム</th> <th>特別児童扶養手当システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>◎</td> <td>機能ID: 0220074 (以下の標準オプション機能の機能ID)を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>◎</td> <td></td> <td>機能ID: 0220072に統合したため削除している。</td> </tr> </tbody> </table> | 大項目 | 中項目 | 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 障害者福祉システム | 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220072 | 1.1.22. | オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・特別児童養育手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務 | ◎ | 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 削除 | 1.1.48. | 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・特別児童養育手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務 | ◎ | 実装区分 | | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 障害者総合支援システム | 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム | ◎ | × | × | ◎ | 機能ID: 0220074 (以下の標準オプション機能の機能ID)を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。 | | ◎ | × | × | ◎ | | 機能ID: 0220072に統合したため削除している。 |
| 大項目 | 中項目 | 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 障害者福祉システム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220072 | 1.1.22. | オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・特別児童養育手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務 | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 削除 | 1.1.48. | 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・特別児童養育手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務 | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実装区分 | | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者総合支援システム | 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◎ | × | × | ◎ | 機能ID: 0220074 (以下の標準オプション機能の機能ID)を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◎ | × | × | ◎ | | 機能ID: 0220072に統合したため削除している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2. 2.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応②)

| No | 横並び調整方針の内容 ※赤文字が追加された内容 | 2.1版案の変更内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------------|---|----------|--------------|---------|---------|------|---|--|-----------|-----------|-------------|-----------|----------|--------------|-----------|-------------|---------|---------|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 2 | <p>3. マイナポータルびったりサービスに関すること</p> <p>【標準オプション機能】 オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により、申請管理機能を經由して取得できること。なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。</p> <p>【対象事務】 ・〇〇 ※重点計画記載手続 ・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能</p> <p>「要件の考え方・理由」等として以下を記載する。 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が認められている。本機能要件は当該継続利用にあたり、必要となる機能である。</p> | <p>横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:1.1.80. に追加</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大項目</th> <th rowspan="2">中項目</th> <th rowspan="2">機能ID(新)</th> <th rowspan="2">機能ID(旧)</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="5">実装区分</th> <th rowspan="2">要件の考え方・理由</th> </tr> <tr> <th>障害者福祉システム</th> <th>障害者総合支援システム</th> <th>審査会システム</th> <th>請求審査システム</th> <th>特別児童扶養手当システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.障害者福祉共通</td> <td>1.1.他システム連携</td> <td>0220073</td> <td>1.1.80.</td> <td> オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により、申請管理機能を經由して取得できること。なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務 </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td> 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が認められている。本機能要件は当該継続利用にあたり、必要となる機能である。 </td> </tr> </tbody> </table> | 大項目 | 中項目 | 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | | | 要件の考え方・理由 | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム | 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220073 | 1.1.80. | オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により、申請管理機能を經由して取得できること。なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務 | ○ | ○ | × | × | ○ | 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が認められている。本機能要件は当該継続利用にあたり、必要となる機能である。 | |
| 大項目 | 中項目 | | | | | | 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | | | 要件の考え方・理由 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220073 | 1.1.80. | オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により、申請管理機能を經由して取得できること。なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務 | ○ | ○ | × | × | ○ | 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が認められている。本機能要件は当該継続利用にあたり、必要となる機能である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2. 2.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応③)

| No | 横並び調整方針の内容 ※赤文字が追加された内容 | 2.1版案の変更内容 |
|----|---|--|
| 3 | <p>5. 宛名番号に関すること</p> <p>○ いわゆる「宛名管理システム」と呼ばれているものについては、特定の個人(法人)の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指す場合と、宛名番号(住民宛名番号又は住登外者宛名番号)を付番するためのシステムを指す場合が混在している。</p> <p>○ 標準仕様書においては、「宛名管理システム」とは、特定の個人(法人)の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指すものと整理をする。</p> <p>宛名番号の付番をするためのシステムについては、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携することとし、住登外者については住登外者宛名番号等管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。以下同じ。)が付番することと整理する。</p> <p>○ 宛名管理システムは、同システムで管理する宛名情報の定義や取扱いが自治体により様々であることを踏まえ、同システムで処理する宛名管理の事務は、当分の間、標準化対象外とし、宛名情報を一元的に管理したい自治体は、宛名管理システムを、独自施策システムとして構築し、標準準拠システムとAPI連携する。</p> <p>○ したがって、標準仕様書において次の方針で修正を行う。</p> <p>宛名管理システムを宛名番号付番として考えられている部分については、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携すること、住登外者については住登外者宛名番号等管理機能が付番し他システムに連携することを踏まえ、文意が通じるよう修正を行う。</p> <p>なお、住登外者宛名番号の付番については、6. のとおり規定する。</p> | <p>横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:1.3.22.</p> |
| 4 | <p>6. 住登外者宛名番号に関すること</p> <p>○ 住登外者宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定するため、住登外者宛名番号等管理機能を「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定することから、住登外者の管理に必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、住登外者宛名番号管理に関し、実装必須機能として、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能</p> <p>住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号等管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。</p> | |

| 大項目 | 中項目 | 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | | | 要件の考え方・理由 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|---|-----------|-------------|---------|----------|--------------|-----------|
| | | | | | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム | |
| 1.障害者福祉共通 | 1.3.データ管理機能 | 0220093 | 1.3.22. | 住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号等管理機能(「地方公共団体情報の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。 | ◎ | ◎ | × | × | ◎ | |

2. 2.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応④)

| No | 横並び調整方針の内容 ※赤文字が追加された内容 | 2.1版案の変更内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-----------|---|----------|----------|--------------|-----------|------------|---------|--------|---|-----------|-------------|---------|----------|--------------|-----------|-------------|---------|---------|--|---|---|---|---|---|
| 5 | <p>9. EUCに関すること</p> <p>○ EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。)、標準仕様書においてEUCを規定している記載については、次のとおり改める。</p> <p>x.x.x EUC機能</p> <p>EUC機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p> <p>データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(〇〇システム)」に規定するデータ項目とする。</p> <p>なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。</p> | <p>横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:1.5.1.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>機能ID (新)</th> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.障害者福祉共通</td> <td>1.5.一覧管理機能</td> <td>0220156</td> <td>1.5.1.</td> <td>EUC機能(「地方公共団体情報の基幹業務システム共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体情報の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(障害者福祉システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。 支援措置対象者(障害者福祉システム(サブユニットを含む))で個別管理する支援措置対象者を含む)が含まれている場合は明示的に気づけること。</td> </tr> </tbody> </table> | 大項目 | 中項目 | 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 1.障害者福祉共通 | 1.5.一覧管理機能 | 0220156 | 1.5.1. | EUC機能(「地方公共団体情報の基幹業務システム共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体情報の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(障害者福祉システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。 支援措置対象者(障害者福祉システム(サブユニットを含む))で個別管理する支援措置対象者を含む)が含まれている場合は明示的に気づけること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大項目 | 中項目 | 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.障害者福祉共通 | 1.5.一覧管理機能 | 0220156 | 1.5.1. | EUC機能(「地方公共団体情報の基幹業務システム共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体情報の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(障害者福祉システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。 支援措置対象者(障害者福祉システム(サブユニットを含む))で個別管理する支援措置対象者を含む)が含まれている場合は明示的に気づけること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | <p>22. 保存期間を経過した情報の削除に関すること</p> <p>○ 業務の根拠法令や各地方公共団体が定める情報保護に関する規定等で定められた保存期間が経過した情報の削除について実装必須機能として以下のとおり規定する。</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。</p> <p>個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。</p> | <p>横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:1.3.27.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大項目</th> <th rowspan="2">中項目</th> <th rowspan="2">機能ID (新)</th> <th rowspan="2">機能ID (旧)</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="5">実装区分</th> </tr> <tr> <th>障害者福祉システム</th> <th>障害者総合支援システム</th> <th>審査会システム</th> <th>請求審査システム</th> <th>特別児童扶養手当システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.障害者福祉共通</td> <td>1.3.データ管理機能</td> <td>0220122</td> <td>1.3.27.</td> <td>法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> | 大項目 | 中項目 | 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | | | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム | 1.障害者福祉共通 | 1.3.データ管理機能 | 0220122 | 1.3.27. | 法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | × | ◎ |
| 大項目 | 中項目 | 機能ID (新) | | | | | | 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.障害者福祉共通 | 1.3.データ管理機能 | 0220122 | 1.3.27. | 法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | × | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2. 2.1版案の主な変更内容(本編①)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 |
|----|--|--|
| 1 | <p>「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令案」(標準化対象事務政令の改正案)に伴う対応</p> | <p>以下のとおり変更いたしました。 第1章 本仕様書について > 2. 対象 > (2)対象分野</p> <p>○ 独自事務に関する規定</p> <p>本仕様書が規定する対象分野は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年1月政令第1号。以下「標準化対象事務政令」という。）第13号又は第18条及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号）第12条に定めるとおりとする（※）。ただし、<u>市町村が行う障害者又は障害児の福祉の増進又は保健の向上標準化対象事務政令第18条に定める事務で障害者福祉に関する事務は、独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務（※）について標準化対象事務とする。</u>このイメージは図1-2のとおりである。←</p> <p>（※）現状では図1-2と整合がとれていないが、今後調整予定である。←</p> <p><u>（※）←</u></p> <p><u>独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務とは、標準化対象事務とは別の申請を必要とする事務（例えば、利用者負担額の全額を負担した後、申請により半額を償還払い助成する等のいわゆる横出し事務）ではなく、現物給付による事務のうち、受給者証や支給券等に上乘せの内容を合わせて印字する必要がある事務（例えば、半額となった負担上限月額を受給者証に印字し、半額までの支払いで可とする等のいわゆる上乘せ事務）について、障害者福祉システム標準仕様書の規定の範囲で対応可能なものをいう。←</u></p> <p>○ 障害者手帳事務に関する規定</p> <p>（障害者手帳事務についての留意事項）←</p> <p>地方公共団体情報システムの標準化・共通化については、「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）」等において、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様で示されている業務について進めることとされていたことから、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（以下「標準化対象事務政令」という。）においては、市町村が処理する事務を前提に標準化対象事務を定めることとしている。このため、障害者手帳事務のように都道府県の委任を受けて市町村が処理する事務（大都市特例を含む。）については、標準化対象事務政令に規定されていないが、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図る観点から、障害者手帳事務を標準化対象事務政令に規定するよう調整している。←</p> |

標準化対象事務政令の改正案（パブリックコメント版）に合わせて変更しております。


独自事務は標準化対象事務政令第18条に該当すると整理されたことから、赤文字のとおり変更。

※第18条に規定する内容は以下のとおりである。「前各号に掲げる事務に附帯する事務」

3手帳に関する規定が追加されるため留意事項を削除。

「身体障害者福祉法付に関する事務、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務、知的障害者福祉法による知的障害者の判定に関する事務」

2. 2.1版案の主な変更内容(本編②)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-----------|----------|---------|----------|---------|----------|------|--|-----------|----------|---------|---------|
| 2 | <p><意見集約一覧(本編:No10)> 【P8/46】03_障害者福祉システム標準仕様書 【第2.1版】(案)_変更履歴有</p> <p>②標準化対象範囲外業務<地方自治体独自事業(例)>の「扶養共済」について、指定都市(県)において独自施策が行われている認識はない。</p> <p>指定都市(県)における標準化対象業務とするべきではないか。</p> <p>上記認識の通りであれば、少なくとも<地方自治体独自事業(例)>に定義する事は適切ではなく、「障害児入所支援」等の括りとして位置付けるべきではないか。</p> <p>※「障害児入所支援」サービスの標準化対象業務への定義変更については別途指定都市意見照会にて起票済のため割愛する。</p> | <p>ご意見のとおり、標記が適切でないため、地方自治体独自事業(例)に記載している「扶養共済」は削除いたしました。合わせて、「訪問入浴サービス」、「自動車改造費助成」は「地域生活支援事業」に含まれるため、合わせて削除いたしました。</p> <p>○変更箇所 本編 図1-2 障害者福祉業務における標準化範囲のイメージ</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p><地方自治体独自事業(例)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">地方自治体独自手当</td> <td style="padding: 5px;">地域生活支援事業</td> <td style="padding: 5px;">タクシー券交付</td> <td style="padding: 5px;">訪問入浴サービス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">重心医療費助成</td> <td style="padding: 5px;">自動車改造費助成</td> <td style="padding: 5px;">扶養共済</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">  <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">以下のとおり変更。</div> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px;"> <p><地方自治体独自事業(例)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">地方自治体独自手当</td> <td style="padding: 5px;">地域生活支援事業</td> <td style="padding: 5px;">タクシー券交付</td> <td style="padding: 5px;">重心医療費助成</td> </tr> </table> </div> | 地方自治体独自手当 | 地域生活支援事業 | タクシー券交付 | 訪問入浴サービス | 重心医療費助成 | 自動車改造費助成 | 扶養共済 | | 地方自治体独自手当 | 地域生活支援事業 | タクシー券交付 | 重心医療費助成 |
| 地方自治体独自手当 | 地域生活支援事業 | タクシー券交付 | 訪問入浴サービス | | | | | | | | | | | |
| 重心医療費助成 | 自動車改造費助成 | 扶養共済 | | | | | | | | | | | | |
| 地方自治体独自手当 | 地域生活支援事業 | タクシー券交付 | 重心医療費助成 | | | | | | | | | | | |

2. 2.1版案の主な変更内容(本編③)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 | | | | | | | | |
|-------------|---|---|---|--------------|------|----|------|-------------------------|--|---|
| 3 | <p><意見集約一覧(本編:No13)> ■表3-13 システム印字項目の編集方法: 【質問】 帳票レイアウトの自由記載欄の利用について、 固定文言や編集項目の印字に<u>加えて、表形式等の印字も自治体により可能な領域、という認識で問題ないか。</u> (レイアウトとしては、同領域があることで標準化 準拠が担保されるが、<u>印字ロジックとしては、カスタマイズ要因になるようにも思われるが。</u>)</p> | <p>ご意見を踏まえて、<u>カスタマイズ抑止を前提とする必要があるため、表形式についてシステムからの印字を自治体の自由に出来るようにするのはベンダの実装上困難を伴うことから、表の挿入や削除は「帳票レイアウトの変更とならず、ベンダが実装する範囲で、設定により表の挿入や削除も可能とする。」に変更いたしました。</u></p> <p>○変更箇所 本編 表3-13 システム印字項目の編集方法</p> <table border="1" data-bbox="838 539 1870 958"> <thead> <tr> <th data-bbox="838 539 1010 605">システム印字項目の種類</th> <th data-bbox="1010 539 1180 605">編集条件などへの記載内容</th> <th data-bbox="1180 539 1450 605">表記の例</th> <th data-bbox="1450 539 1870 605">補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="838 605 1010 958">自由記載</td> <td data-bbox="1010 605 1180 958">利用者が自由に利用できる「自由記載」領域とする</td> <td data-bbox="1180 605 1450 958"></td> <td data-bbox="1450 605 1870 958"> 帳票詳細要件及び帳票レイアウトに当項目がある場合、自治体ごとに自由記載欄を設定できる。 なお、文言マスタで設定された固定文言、管理項目及び付加文言のシステムからの印字も可能であり、<u>帳票レイアウトの変更とならず、ベンダが実装する範囲で、設定により表の挿入や削除も可能とする。</u> また、バーコードや二次元バーコードの印字は障害者福祉共通の機能・帳票要件に記載している。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">赤文字のとおり変更。</p> | システム印字項目の種類 | 編集条件などへの記載内容 | 表記の例 | 補足 | 自由記載 | 利用者が自由に利用できる「自由記載」領域とする | | 帳票詳細要件及び帳票レイアウトに当項目がある場合、自治体ごとに自由記載欄を設定できる。 なお、文言マスタで設定された固定文言、管理項目及び付加文言のシステムからの印字も可能であり、 <u>帳票レイアウトの変更とならず、ベンダが実装する範囲で、設定により表の挿入や削除も可能とする。</u> また、バーコードや二次元バーコードの印字は障害者福祉共通の機能・帳票要件に記載している。 |
| システム印字項目の種類 | 編集条件などへの記載内容 | 表記の例 | 補足 | | | | | | | |
| 自由記載 | 利用者が自由に利用できる「自由記載」領域とする | | 帳票詳細要件及び帳票レイアウトに当項目がある場合、自治体ごとに自由記載欄を設定できる。 なお、文言マスタで設定された固定文言、管理項目及び付加文言のシステムからの印字も可能であり、 <u>帳票レイアウトの変更とならず、ベンダが実装する範囲で、設定により表の挿入や削除も可能とする。</u> また、バーコードや二次元バーコードの印字は障害者福祉共通の機能・帳票要件に記載している。 | | | | | | | |

2. 2.1版案の主な変更内容(全体にかかる変更①)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 | | | | | |
|-----------|---|---|----------|---|------|--|--|
| 1 | <p><意見集約一覧(本編:No18、32、身障手帳:No84、精神手帳:No72、精神通院医療No53、55)> 市町村 ⇒ 都道府県への進達</p> <p>・標準仕様書【第1.1版】に載っていた、【機能ID 4.6.2】【機能ID 10.6.1】<u>都道府県へ送付するための進達情報ファイルを作成</u>できることを、復活させてほしい。 (理由)本県では現在、管内市町村から進達情報ファイルを受領して、それを県のシステムに一括して取り込むことを前提として人員配置しており、上記機能がなくなれば、データ入力がすべて手作業となり、人員不足に陥ってしまうため。</p> <p>・特別児童扶養手当(全般)について <u>市町村から都道府県の進達業務について、電子で行える</u>よう書き加えてほしい。 (理由)台帳情報などを県・市町が各々が入力し2度手間となるため、CSVファイルなどで抽出・取込できた方が効率的であると考えため。</p> <p>・県へ電子進達できるようオプションではなく、必須としてほしい。</p> | <p>都道府県の現行システムはそれぞれであるため、<u>都道府県により進達情報ファイルの取り込みレイアウトは異なることや都道府県の現行システムに極力影響を与えない仕様とすることを踏まえて、「都道府県へ送付するための進達情報ファイルを作成できること。」</u> ※ <u>EUC機能の利用又はベンダの実装範囲とする</u>」の要件を追加いたしました。</p> <p>なお、これまでの検討も踏まえて、身障手帳、療育手帳、精神手帳、精神通院医療、特児手当について同様に対応しております。</p> <p>○変更箇所 機能ID:2.2.4.、3.2.4.、4.2.4.、10.2.6.、12.2.4.</p> <p>なお、ファイルレイアウトの取り決めや都道府県システムに取り込むためにコード値や文字等の変換については、「要件の考え方・理由」に記載しております。</p> | | | | | |
| 大項目 | 中項目 | 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | 要件の考え方・理由 | 備考 |
| 2.身体障害者手帳 | 2.2.進達管理機能 | 0220235 | 2.2.4. | 都道府県へ送付するための進達情報ファイルを作成できること。 ※ EUC機能の利用又はベンダの実装範囲の機能とする | ○ | ・ファイルレイアウトは都道府県と市町村間で取り決めること。 ・都道府県システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。 | 都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により進達情報ファイルの取り込みレイアウトは異なる。 |

療育手帳、精神手帳、精神通院医療、特児手当も同様に規定

進達情報ファイルの作成要件を追加

2. 2.1版案の主な変更内容(全体にかかる変更②)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 |
|----|---|---|
| 2 | <p><意見集約一覧(本編:No19、精神手帳:No73、精神通院医療No54、56)> 都道府県 → 市町村への結果送付</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書【第1.1版】に載っていた、【機能ID 4.6.3】【機能ID 10.6.2】<u>都道府県からの判定結果ファイルを一括して取込み</u>できることを、復活させてほしい。 特別児童扶養手当(全般)について <u>都道府県から市町村への送付について、電子で行えるよう</u>書き加えてほしい。 <p>(理由)台帳情報などを県・市町が各々が入力し2度手間となるため、CSVファイルなどで抽出・取込できた方が効率的であると考えため。</p> | <p>都道府県の現行システムはそれぞれであるため、<u>都道府県により判定結果情報ファイルの送付レイアウトは異なることや都道府県の現行システムに極力影響を与えない仕様とすることを踏まえて、「都道府県からの判定結果ファイルを一括して取込みできること。」</u> ※ <u>ベンダの実装範囲とする</u>」の要件を追加いたしました。</p> <p>なお、これまでの検討も踏まえて、身障手帳、療育手帳、精神手帳、精神通院医療、特児手当について同様に対応しております。</p> <p>○変更箇所 機能ID:2.3.14.、3.3.11.、4.3.9.、10.1.23.、12.1.42.</p> <p>なお、ファイルレイアウトの取り決めや標準準拠システムに取り込むためにコード値や文字等の変換については、「要件の考え方・理由」に記載しております。</p> |

| 大項目 | 中項目 | 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | 要件の考え方・理由 | 備考 |
|-----------|------------|----------|----------|---|------|---|--|
| 2.身体障害者手帳 | 2.3.台帳管理機能 | 0220252 | 2.3.14. | 都道府県からの判定結果ファイルを一括して取込みできること。 ※ ベンダの実装範囲の機能とする | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は市町村の標準準拠システムのベンダの実装内容(ファイルレイアウトやチェック条件、エラー後の処理等)を確認の上、判定結果ファイルを作成すること。 標準準拠システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。 | 都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により判定結果情報ファイルの送付レイアウトは異なる。 |

療育手帳、精神手帳、精神通院医療、特児手当も同様に規定

判定結果ファイルの取込要件を追加

2. 2.1版案の主な変更内容(全体にかかる変更③)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|---|---------|---|---------|---|------|------|-----------|----------------|---------------|---------|---------|---|---|---|
| 3 | <p><意見集約一覧(本編:No12、21、29、その他:No8、補装具:No50)></p> <p>・上乗せ要件等について:2.1版案にて、市町村独自要件(支給量、負担額等)については、独自施策項目にて管理することが示されているが、 <u>負担額等については、管理している情報をもとにシステムにて計算できることが肝要である</u>と考える。</p> <p>項目として管理・出力等するだけでは、標準準拠システム外で都度計算する必要があり、各種計算・作業ミスリスクや、業務量が増えることが懸念される。計算やパラメタによる設定等が可能となるよう、仕様書を見直していただきたいと考える。</p> <p>・【独自事業(上乗せ)の対応事例について】 対応欄の文章に「標準仕様書に規定しない。」とあるため、自動計算や入力チェック等は実装不可機能の扱いになるのでしょうか。</p> <p>・【P20】独自事業の上乗せについて 自治体助成額計算のため、自治体独自の利用者負担割合の項目を追加(パラメーターを10%から0%まで自由に設定できること)して<u>自動計算できるようにしてほしい</u>。</p> <p>・02意見照会資料「独自事業(上乗せ)の扱い」:02資料において、「独自事業(上乗せ)の対応事例について①(障害福祉サービス等(受給者管理)他で、独自施策項目の利用例が示されているが、入力及び出力等の対応のみでは、これまでと変更がないように思われる。 「独自に自動計算」等の機能については、「以下は、独自性が強く、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。ただし、共通的に対応可能なものがあれば検討する。」とされているが、その検討の方針について具体的に示していただきたい。</p> <p>・【機能ID11.1.12~14】<u>独自事業の上乗せを考慮した自動計算ができるようにしてほしい</u>。</p> | <p>ご意見を踏まえて、独自施策利用項目を利用して、<u>独自事業(上乗せ)の所得区分や利用者負担上限月額等をベンダの実装範囲において自動で判定できる要件を標準オプションで追加いたしました</u>。</p> <p>○変更箇所 機能ID:6.1.97.、8.1.24.、9.1.23.、10.1.22.、11.1.25.、11.1.26.、11.1.27.、11.1.28.</p> <p>(補足) 例えば住民税情報や生活保護情報より独自所得区分、利用者負担上限月額等を自動判定するといった要件ですが、<u>自動判定の方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑制するためにベンダの実装範囲</u>としております。</p> <table border="1" data-bbox="1025 808 1889 979"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>機能ID(新)</th> <th>機能ID(旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.自立支援医療(更生医療)</td> <td>8.1.受給者台帳管理機能</td> <td>0220858</td> <td>8.1.24.</td> <td>機能ID:0220848の更生医療独自施策利用項目を利用して、独自事業(上乗せ)の所得区分や負担上限月額等をベンダの実装範囲において自動で判定できること。</td> <td>○</td> <td>独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば住民税情報や生活保護情報、重症かつ継続の値により独自所得区分、負担上限月額等を自動判定するといった要件であるが、自動判定の方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑制するためにベンダの実装範囲としている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ベンダの実装範囲において独自事業(上乗せ)の所得区分や利用者負担上限月額等を自動判定できる要件を規定 ・更生医療以外に障害福祉サービス等、育成医療、精神通院医療、補装具も同様に規定</p> | 大項目 | 中項目 | 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 実装区分 | 要件の考え方・理由 | 8.自立支援医療(更生医療) | 8.1.受給者台帳管理機能 | 0220858 | 8.1.24. | 機能ID:0220848の更生医療独自施策利用項目を利用して、独自事業(上乗せ)の所得区分や負担上限月額等をベンダの実装範囲において自動で判定できること。 | ○ | 独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば住民税情報や生活保護情報、重症かつ継続の値により独自所得区分、負担上限月額等を自動判定するといった要件であるが、自動判定の方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑制するためにベンダの実装範囲としている。 |
| 大項目 | 中項目 | 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 実装区分 | 要件の考え方・理由 | | | | | | | | | | |
| 8.自立支援医療(更生医療) | 8.1.受給者台帳管理機能 | 0220858 | 8.1.24. | 機能ID:0220848の更生医療独自施策利用項目を利用して、独自事業(上乗せ)の所得区分や負担上限月額等をベンダの実装範囲において自動で判定できること。 | ○ | 独自の上乗せ支給する場合の要件である。例えば住民税情報や生活保護情報、重症かつ継続の値により独自所得区分、負担上限月額等を自動判定するといった要件であるが、自動判定の方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑制するためにベンダの実装範囲としている。 | | | | | | | | | | |

2. 2.1版案の主な変更内容(全体にかかる変更④)

| No | 意見概要 |
|----|---|
| 4 | <p><意見集約一覧(障害福祉サービス等:No7、8、補装具:No54)></p> <p>・本市では、療養介護の支給決定にあたり、市独自に負担上限額を設定し、介護給付費・療養介護医療費・食事療養費に係る利用者負担額の軽減を行っている。</p> <p>各帳票の「負担上限月額」(療養介護医療費・食事療養費の欄を含む)の欄に、実際の負担額とは異なる金額が印字されると、利用者及び事業者が負担額を誤認する恐れがある。クレームや問い合わせの増加を防ぐため、市独自減免適用後の金額を、各帳票の自由記入欄ではなく、「負担上限額」の欄に印字できるようにしてほしい。</p> <p>・本市では、障害児通所給付費等、肢体不自由児通所医療費の支給決定にあたり、市独自に負担上限額を設定し、利用者負担額の軽減を行っている。</p> <p>各帳票の「負担上限月額」(肢体不自由児通所医療の負担上限月額の欄を含む)の欄に、実際の負担額とは異なる金額が印字されると、利用者及び事業者が負担額を誤認する恐れがある。クレームや問い合わせの増加を防ぐため、市独自減免適用後の金額を、各帳票の自由記入欄ではなく、「負担上限額」の欄に印字できるようにしてほしい。</p> <p>・帳票【調査書】、【補装具費支給決定通知書】、【補装具費支給券】、【代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状】、【補装具費支給決定のお知らせ】</p> <p>①複数の金額が同一帳票上に印字されることは市民の混乱を生むことにつながるため、既存帳票の「公費負担額」や「利用者負担額」について、本市上乗せ事業を加味した金額表示ができるよう、パラメタで設定できるようにしていただきたい。設定できない場合については、標準仕様書に規定される帳票では市民サービスの低下を招くため、標準化の趣旨に反して、上乗せ事業を実施する自治体では独自の帳票で対応することとなることが想定される。</p> |

2.1版案の変更内容

ご意見の内容を踏まえ、独自施策利用項目を利用して、**独自事業(上乗せ)の所得区分や利用者負担上限月額等をベンダの実装範囲において各帳票の負担上限月額欄等に印字できる要件を標準オプションで追加**いたしました。

※詳細の内容は以下の機能IDを参照

○変更箇所
機能ID:6.5.38.、8.4.15.、9.4.14.、10.4.15.、11.5.10.

(補足)
例えば利用者負担上限月額が法定は37,200円のところ、独自助成により24,600円となる場合は、障害福祉サービス受給者証の負担上限月額欄に対して「37,200円(独自助成により24,600円)」と印字する要件ですが、**独自助成の印字方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑制するためにベンダの実装範囲**としております。

| 大項目 | 中項目 | 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | 要件の考え方・理由 | 備考 |
|--------|-------------|----------|----------|--|------|---|---|
| 1. 補装具 | 11-5.帳票出力機能 | 0221095 | 11-5-10 | 機能ID:0221075の補装具独自施策利用項目を利用して、独自事業(上乗せ)の所得区分や月額負担上限額、利用者負担額、公費負担額等をベンダの実装範囲において各帳票の所得区分や月額負担上限、利用者負担額、公費負担額等に該当する欄等に印字できること。 | ○ | ・独自の上乗せ実装する場合の要件である。例えば月額負担上限額が法定は37,200円のところ、独自助成により10,000円となる場合は、受給者の月額負担上限額欄に対して「37,200円(独自助成により10,000円)」と印字する要件であるが、独自助成の印字方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑制するためにベンダの実装範囲としている。 | 機能ID:0221075の補装具独自施策利用項目は、各帳票の「補装」や「自由記載」の欄等に印字することは可能となっているが、印字欄が分かれることで利用者や事業者の誤認に繋がるおそれがあることから該当要件である。 |

・ベンダの実装範囲において各帳票の負担上限月額欄等に印字できる要件を規定

・補装具以外に障害福祉サービス等、更生医療、育成医療、精神通院医療も同様に規定

2. 2.1版案の主な変更内容(障害者福祉共通①)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 |
|----|---|--|
| 1 | <p><意見集約一覧(障害者福祉共通:No4、47、80)> 独自施策システムから標準準拠システムへの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【機能ID 1.1.64.】独自施策システムに照会する情報にサービス受給状況情報とあるが、デジタル庁が定める「機能別連携仕様」には事業や項目まで明確に指定されるのか。独自施策事業は市町村で様々である為、明確な指定ができるのか。標準化の観点からも共通仕様として定義する情報なのか疑問な為。 ・【機能ID 1.1.64.】独自事業(横出し)の扱いで、日常生活用具等のデータ連携が可能になる場合、独自施策システムの基本データリストのデータ連携の情報は提供されることになるのでしょうか。 ・【機能ID 1.1.64.】独自施策システムに照会する情報に「サービス受給状況情報」と規定されているが、デジタル庁が定める「機能別連携仕様」には事業や項目まで明確に指定されるか。独自施策事業は自治体でさまざまであることが想定されるが、明確な指定ができるか。 | <p>基本方針の「4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係」に、「標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの間の連携については、連携要件の標準に規定する。」となっております。</p> <p>独自施策システムから標準準拠システムに連携する項目は、現時点で、以下を想定しておりますので、備考欄に追記いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス受給状況情報 ⇒機能ID:1.4.7.に記載の項目、機能ID:2.7.25.の印字に必要な項目 ・日常生活用具給付情報 ⇒機能ID:2.7.24.の印字に必要な項目 <p>○変更箇所 機能ID:1.1.64.、1.1.74.</p> <p>なお、上記の連携項目を踏まえて、対象事業は、独自施策システム側で連携したい事業を設定していただくことで問題ないのではないかと考えております。</p> |

| 大項目 | 中項目 | 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | | | 要件の考え方・理由 | 備考 |
|-----------|-------------|---------|---------|---|-----------|-------------|---------|----------|--------------|-----------|--|
| | | | | | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム | | |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220049 | 1.1.64. | 独自施策システムに、以下の情報を照会する。 ・サービス受給状況情報 ・日常生活用具給付情報 | ○ | × | × | × | × | | サービス受給状況情報は、機能ID:0220136、0220137に記載の項目、機能ID:0220272の印字に必要な項目を想定している。 |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220050 | 1.1.74. | 独自施策システムに、以下の情報を照会する。 ・日常生活用具給付情報 | ○ | × | × | × | × | | 日常生活用具給付情報は、機能ID:0220272の印字に必要な項目を想定している。 |

機能別連携仕様に連携項目を規定できるように、機能要件に追記

2. 2.1版案の主な変更内容(障害者福祉共通②)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 |
|----|---|---|
| 2 | <p><意見集約一覧(障害者福祉共通:No16、50、51、62)> 標準準拠システムから独自施策システムへの連携</p> <p>・【1.1.他システム連携】今回の改定で独自施策システムへの連携の項目が追加されましたが、独自施策システムには重度心身障害者医療費や地域生活支援事業も含まれると思うので、これらの事務に必要な情報として<u>保険者情報、保険加入者情報、税情報(個人・世帯分)の連携についても追加</u>願います。</p> <p>・【機能ID1.1.63.】本市では地域生活支援事業の利用者負担上限額を障害福祉サービスの利用者負担上限額と同額としているため、障害福祉サービスの支給決定がある場合には、<u>独自施策システム入力時に利用者負担上限額及び認定期間が初期表示されるなど、連携できるようにしてほしい。</u></p> <p>・【機能ID1.1.63.】障害者福祉システム等のサービス決定情報や給付実績等について、独自施策システムでも確認できるようにしてほしい。</p> <p>・【機能ID1.1.63.】独自施策システムのうち重度心身障害者医療費助成において受給者が更生医療・育成医療・精神通院医療を受給していることで支給金額が異なる場合があるため、<u>提供する情報に更生医療・育成医療・精神通院医療の利用の有無を追加してほしい。</u></p> | <p>ご意見を踏まえて、独自施策システムで利用できるように、<u>障害者福祉システムで管理する、サービス受給情報、個人住民税情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、保険者情報の提供機能を標準オプションで追加</u>いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:1.1.67. ~ 1.1.72.、1.1.75.、1.1.76.</p> <p>合わせて機能ID:1.4.7. の※1に、「負担上限月額」を追記いたしました。</p> |

独自施策システムへ
提供する情報を追加

| 大項目 | 中項目 | 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 実務区分 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム |
|-----------|-------------|----------|----------|---|-----------|-------------|-----------------|----------|--------------|
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220041 | 1.1.75. | 独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・サービス受給情報 ※機能ID: 0220136 (実装必須) の情報 | ○ | × | × | × | × |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220042 | 1.1.76. | 独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・サービス受給情報 ※機能ID: 0220137 (標準オプション) の情報 | ○ | × | × | × | × |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220043 | 1.1.67. | 独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・個人住民税情報 ※本人、障害者福祉用世帯員 | ○ | × | × | × | × |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220044 | 1.1.68. | 独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・国民健康保険情報 | ○ | × | × | × | × |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220045 | 1.1.69. | 独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・後期高齢者医療保険情報 | ○ | × | × | × | × |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220046 | 1.1.70. | 独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・生活保護情報 | ○ | × | × | × | × |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220047 | 1.1.71. | 独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・介護保険情報 | ○ | × | × | × | × |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220048 | 1.1.72. | 独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・保険者情報 ※自立支援医療で管理している | ○ | × | × | × | × |

2. 2.1版案の主な変更内容(障害者福祉共通③)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 |
|----|--|--|
| 3 | <p><意見集約一覧(障害者福祉共通: No26、34、63)></p> <p>・機能ID1.1.19: <u>情報照会登録を行う際、DV支援情報マスタを参照し、DV支援対象者であれば、「不開示」コードを設定して照会情報登録できること。</u></p> <p>【理由】</p> <p>全国意見・集約一覧で回答されている、人単位の考え方は、提供の際の不開示フラグ、自動応答不可フラグの仕様であり、要求の際には、要求の都度、必要に応じて不開示コードを設定する必要があるため。</p> <p>(市によっては、統合宛名システムの仕様で、提供:不開示フラグの場合は自動で要求:不開示子コード設定している場合もあるかと思われるが、業務システム側にも別途、明示的に機能が必要と考える。)</p> <p>・機能ID: 1.1.19 情報照会登録を行う際、DV支援情報マスタを参照し、DV支援対象者であれば、「不開示」で登録する機能が必要である。<u>(DV被害者の居住地等がマイナポータルに表示されることを避けるため。)</u></p> <p>統合基盤システム(全庁的に利用される団体内統合宛名システムの機能)においてDV支援情報が登録されていない対象者について、障害者福祉システム側で不開示設定が必要であることを把握している場合は、手動で不開示フラグをチェックして依頼情報を登録しているため、障害者福祉共通での実装が必要である。</p> <p>・【1.1. 他システム連携】 マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会においては、DV被害者について、照会側不開示コードを設定すべき要件(カード不所有又は加害者を代理人に設定かつ廃止等手続きが未完了)に該当する場合に不開示フラグを設定し、かつ、自治体内で統一的な対応を行う必要があるため、不開示フラグ設定対象かどうかの情報を管理し、また当該情報について他の番号法関連の業務システムと共有(他システムに提供・他システムの情報を参照)できる機能を追加して欲しい。</p> | <p>ご意見のとおり、<u>支援措置対象者の場合は、情報提供依頼のタイミングで不開示設定フラグの設定が行えるように、標準オプションで機能を追加いたしました。</u></p> <p>○変更箇所 機能ID: 1.1.73.</p> <p>なお、不開示フラグ設定対象者の管理は、機能ID: 1.3.5. にて支援措置対象者として管理可能となっており、他の業務システムとの連携につきましては、以下の機能を定めております。</p> <p>・機能ID: 1.1.1.(住基システムに支援措置対象者情報を照会)</p> <p>・機能ID: 1.1.11.(子ども子育て支援システム等他システムに支援措置対象者情報を照会)</p> <p>・機能ID: 1.1.12.(子ども子育て支援システム等の他システムに障害者福祉システム(サブユニットを含む)で個別管理している支援措置対象者情報を提供)</p> |

不開示設定フラグ
の設定機能を追加

| 大項目 | 中項目 | 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | | |
|-----------|-------------|-------------|-------------|---|-----------|-------------|---------|----------|--------------|
| | | | | | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム |
| 1.障害者福祉共通 | 1.1.他システム連携 | 0220067 | 1.1.73. | 機能ID: 0220068の実装必須機能に以下も加えること。 ※1 不開示設定フラグを設定できること。 ※2 設定により、支援措置対象者の場合は不開示設定フラグを自動設定できること。 | ○ | ○ | × | × | ○ |

2. 2.1版案の主な変更内容(手帳関連)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---------------------------------|--|------|-------|----|--|--|--|-----|---|--|---------------------------------|-----|---|--|--|------|--|-------------|--|------|--|-------|--|
| 1 | <p><意見集約一覧(療育手帳:No84~88)></p> <p>【16.申出書】</p> <p>①帳票名は「申出書」だけでなく、「療育手帳申出書」など手帳名が分かるようにしてほしい。</p> <p>②申出者に直接連絡する必要があるため、申出者の住所・電話番号欄を追加してほしい。</p> <p>③対象者に「新住所」を追加してほしい。</p> <p>④「現在所持している手帳」は「現在所持している療育手帳」と記載し、明確にしてほしい。障害程度区分欄を入れて欲しい(各都道府県等で区分の名称が異なるため)</p> <p>⑤「固定文言3」に、「過去の判定資料等」の内容によっては、新住所地で新たに来所による判定を行う場合があります」を追加してほしい。</p> | <p>①タイトルを変更 申出書 療育手帳申出書</p> <p>②住所、電話番号を追加</p> <p>③新住所を追加</p> <p>④手帳を療育手帳に変更し、手帳名を変更できるように「固定文言2」を追加 また、「障害の程度(総合判定)」を追加</p> <p>⑤注意事項を追加</p> <p>ご意見を踏まえて、右記のとおり変更いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:3.7.18. 帳票詳細要件_03.療育手帳 16 16_療育手帳申出書</p> <p>児童相談所長 殿 知的障害者更生相談所長 殿</p> <p>(申出者) 住所 〒 氏名 本人との続柄 電話番号</p> <p>下記の対象者について、過去において療育手帳の判定を行っている判定機関の判定資料をできるだけ活用して、判定を行ってください。</p> <p>固定文言1</p> <p>対象者</p> <table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新住所</td> <td>〒</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>申出者と同じ</td> </tr> <tr> <td>旧住所</td> <td>〒</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>現在所持している療育手帳</p> <table border="1"> <tr> <td>手帳番号</td> <td></td> <td>障害の程度(総合判定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>判定機関</td> <td></td> <td>固定文言3</td> <td></td> </tr> </table> <p>注意事項</p> <p>1. 申出者は、療育手帳交付申請書の申請者と同一で、手帳の交付を受けようとする本人又はその保護者となります。</p> <p>2. 過去の判定資料等の内容によっては、新住所地で新たに来所による判定を行う場合があります。</p> <p>自由記載1</p> | フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 | 氏名 | | | | 新住所 | 〒 | | <input type="checkbox"/> 申出者と同じ | 旧住所 | 〒 | | | 手帳番号 | | 障害の程度(総合判定) | | 判定機関 | | 固定文言3 | |
| フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新住所 | 〒 | | <input type="checkbox"/> 申出者と同じ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧住所 | 〒 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手帳番号 | | 障害の程度(総合判定) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 判定機関 | | 固定文言3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2. 2.1版案の主な変更内容(手当関連①)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---|----------|------------|-------------|----------|------|--|--|--|--------|----|----|--|--|--|--|---------|--|--|--|--|--|--|--|----------|------------|-------------|----------|------|--|--|--|--------|----|----|--|--|--|--|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 1 | <p><検討課題一覧 No436> 「障害福祉システム標準仕様書の修正等について(特別障害者手当等)」(令和5年1月19日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)により、「30.未支払手当請求書」は、マイナンバーによる公的給付支給等口座の照会の対象事務とはならないため、公的給付支給等口座の利用を確認するチェックボックスを削除する予定としている。</p> | <p>支払希望金融機関欄にある2つのチェックボックスのある行を削除いたしました。</p> <p>○変更箇所 国制度手当 帳票詳細要件_05.国制度手当 30 帳票レイアウト(30_未支払手当請求書)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right; background-color: yellow; border: 1px solid red; padding: 2px;">当欄を削除</p> <p>受取口座</p> <p><input type="checkbox"/> マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 <small>(注)あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要があります。</small> 固定文言 1</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の口座を振込先とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">支払希望金融機関</td> <td style="width: 15%;">銀行信用金庫 ()</td> <td style="width: 15%;">本店支店出張所 ()</td> <td style="width: 15%;">普通当座 ()</td> <td colspan="4">口座番号</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>記号</td> <td>番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">口座名義人カナ</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 以下のとおり変更。 </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">支払希望金融機関</td> <td style="width: 15%;">銀行信用金庫 ()</td> <td style="width: 15%;">本店支店出張所 ()</td> <td style="width: 15%;">普通当座 ()</td> <td colspan="4">口座番号</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>記号</td> <td>番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">口座名義人カナ</td> </tr> </table> | 支払希望金融機関 | 銀行信用金庫 () | 本店支店出張所 () | 普通当座 () | 口座番号 | | | | ゆうちょ銀行 | 記号 | 番号 | | | | | 口座名義人カナ | | | | | | | | 支払希望金融機関 | 銀行信用金庫 () | 本店支店出張所 () | 普通当座 () | 口座番号 | | | | ゆうちょ銀行 | 記号 | 番号 | | | | | 口座名義人カナ | | | | | | | |
| 支払希望金融機関 | 銀行信用金庫 () | 本店支店出張所 () | | 普通当座 () | 口座番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ゆうちょ銀行 | 記号 | 番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座名義人カナ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払希望金融機関 | 銀行信用金庫 () | 本店支店出張所 () | 普通当座 () | 口座番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ゆうちょ銀行 | 記号 | 番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座名義人カナ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | <p><意見集約一覧(国制度手当:No29)> 【5.3.支払機能】 国手当と独自施策の支払いを実現するため、国制度手当独自施策利用項目を追加してほしい。</p> | <p>機能・帳票要件【5.1.14.】の国制度手当独自施策利用項目(金額1)にて管理可能となっております。その上で、当項目を利用して支払いを可能とするために、「機能ID:5.1.14.の国制度手当独自施策利用項目(金額1)を利用して、国制度手当の支給額に金額1の額を上乗せして支給できること。」を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:5.3.16.</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2. 2.1版案の主な変更内容(手当関連②)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|-------------------|------------------------|----------------|------|--|--|--|--|--|--------|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 3 | <p><意見集約一覧(特別児童扶養手当: No27、28)></p> <p>・【機能・帳票要件】機能ID 12.2.1 都道府県に進達を結果が到着する前に次の進達を行うことがあるため、進達状況を複数同時に入力管理できるようにしてほしい。</p> <p>・【機能ID 12.1.2.】 現況や再認定といった複数の申請が定期的であり、同時並行で処理を行う必要があるため、身体手帳(2.1.10)などの他業務のように、申請中の状態に対して、申請・届出をできるようにされたい。</p> | <p>ご意見を踏まえて、「最新の台帳履歴情報が申請・進達中の状態に対して、更に申請・届出情報を登録し、更に進達できること。」の要件を標準オプションで追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID: 12.1.40.</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | <p><意見集約一覧(特別児童扶養手当: No44)></p> <p>【22.特別児童扶養手当認定請求書】 支払希望金融機関のゆうちょ欄の「記号」マス最右は使用しないので「の」や「-」をいれることはできないか？ 未支払請求書、記載事項変更届出書も同じ。</p> | <p>ご意見を踏まえて、国制度手当、障害福祉サービス(高額)についても同様であることから、障害者福祉共通として、「申請書・届出のゆうちょ銀行の「記号」欄にある6マス目に「-」を印字できること。」を標準オプションで追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID: 1.6.28.</p> <div data-bbox="1348 911 1572 1029" style="border: 2px solid red; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px;"> <p>この枠に、「-」を印字</p> </div> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">銀行 信用金庫 ()</td> <td style="text-align: center;">本店 支店 出張所 ()</td> <td style="text-align: center;">普通 当 ()</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">口座番号</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>記号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 銀行 信用金庫 () | 本店 支店 出張所 () | 普通 当 () | 口座番号 | | | | | | ゆうちょ銀行 | 記号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 銀行 信用金庫 () | 本店 支店 出張所 () | 普通 当 () | 口座番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ゆうちょ銀行 | 記号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2. 2.1版案の主な変更内容(障害福祉サービス関連②)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--|-----------|-------------|---------|--|---------|---------|--|-----------|-------------|---------|---------|--------|---|---|---|---|--|
| 2 | <p><意見集約一覧(障害福祉サービス等(受給者管理): No72、149)> ■機能ID6.4.4: 別に管理するCSVファイル等を一括取込できるようにしてほしい。指定業務の中で、管理項目の基なる情報については別途データ管理しているため。取込が行えない場合、入力作業が二重になるため。また取込を行った方が国保連が保有する事業所台帳と一致した情報が入力され、入力エラー等を回避できる。</p> <p>■6.4.事業者管理 事業所情報の鮮度を保持するため、事業所情報の取り込みができないのであれば、登録されている事業所一覧をCSVファイルで出力できるようにしてほしい。</p> | <p>国保連のインタフェース仕様書(都道府県編)の事業所台帳情報より一括取込みできる機能を追加しました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:6.4.6.</p> <table border="1" data-bbox="929 396 1879 529"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID(新)</th> <th rowspan="2">機能ID(旧)</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="3">実装区分</th> <th rowspan="2">要件の考え方・理由</th> </tr> <tr> <th>障害者福祉システム</th> <th>障害者総合支援システム</th> <th>審査会システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0220685</td> <td>6.4.6.</td> <td>指定事業所及び基準該当事業所について、国保連のインタフェース仕様書(都道府県編)の事業所台帳情報より一括取込みできること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>事業所台帳情報は都道府県および指定都市が国保連に依頼した場合、国保連より都道府県および指定都市に提供される情報であるが、この情報を管轄の市区町村へ提供し取り込むことを想定している。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">事業所台帳情報の一括取込み要件を規定</p> | 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | 0220685 | 6.4.6. | 指定事業所及び基準該当事業所について、国保連のインタフェース仕様書(都道府県編)の事業所台帳情報より一括取込みできること。 | ○ | ○ | × | 事業所台帳情報は都道府県および指定都市が国保連に依頼した場合、国保連より都道府県および指定都市に提供される情報であるが、この情報を管轄の市区町村へ提供し取り込むことを想定している。 |
| 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | | | | 実装区分 | | | | 要件の考え方・理由 | | | | | | | | | |
| | | | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | | | | | | | | | | | | | | |
| 0220685 | 6.4.6. | 指定事業所及び基準該当事業所について、国保連のインタフェース仕様書(都道府県編)の事業所台帳情報より一括取込みできること。 | ○ | ○ | × | 事業所台帳情報は都道府県および指定都市が国保連に依頼した場合、国保連より都道府県および指定都市に提供される情報であるが、この情報を管轄の市区町村へ提供し取り込むことを想定している。 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | <p><意見集約一覧(補装具:No4、17)> ・【11.1台帳管理機能】 他市町村からの転入者が補装具を申請してきた際、過去の支給歴を一切考慮する必要がなければ、過去支給歴機能を実装しなくてもよいが、他市町村での支給歴も検討資料の一つとする必要があるのであれば、機能の実装を標準仕様を含めてほしい。</p> <p>・追加要望:他市給付入力 受給資格として他市での給付や修理履歴の管理が必要であるため、他市給付の状況が入力でき、情報閲覧ができる機能が必要である。</p> | <p>他自治体の支給歴を管理する場合は、台帳管理機能に登録することで運用可能と考えますが、他自治体の支給歴かどうかを判断するために管理項目「他自治体支給」を追加しました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:11.1.2.</p> <table border="1" data-bbox="962 939 1841 1310"> <thead> <tr> <th>機能ID(新)</th> <th>機能ID(旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0221049</td> <td>11.1.2.</td> <td>以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請受付番号 障害・疾患等に関する既往歴 現在受療中の医療機関 判定方法コード 判定時間 判定会場コード 代理受領の有無 保険者番号(※1) 長期給付の内容 生育・職業歴 進行状態コード 他自治体支給(※2)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">他自治体支給かどうか判断するための項目を追加</p> <p>※1 保険者の情報は保険者情報のマスタから参照・検索して指定できること ※2 転入前に他自治体で支給された補装具の台帳情報を登録した場合に他自治体の支給かどうかを判断するための項目</p> | 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 実装区分 | 0221049 | 11.1.2. | 以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請受付番号 障害・疾患等に関する既往歴 現在受療中の医療機関 判定方法コード 判定時間 判定会場コード 代理受領の有無 保険者番号(※1) 長期給付の内容 生育・職業歴 進行状態コード 他自治体支給(※2) | ○ | | | | | | | | | |
| 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0221049 | 11.1.2. | 以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請受付番号 障害・疾患等に関する既往歴 現在受療中の医療機関 判定方法コード 判定時間 判定会場コード 代理受領の有無 保険者番号(※1) 長期給付の内容 生育・職業歴 進行状態コード 他自治体支給(※2) | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |

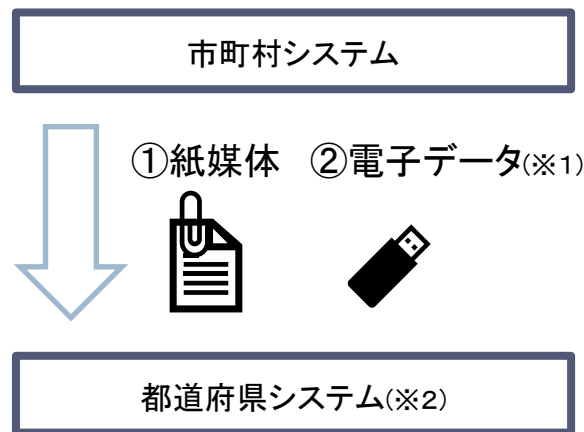
2. 2.1版案の主な変更内容(自立支援医療関連①)

| No | 意見概要 | 2.1版案の変更内容 | | | | | | | | |
|----------|--|---|----------|----------|------|------|---------|---------|--|---|
| 1 | <p><意見集約一覧(自立支援医療(更生医療):No7、11)></p> <ul style="list-style-type: none"> 機能ID:8.1.5. 被保険者証の管理項目に「被保険者・被扶養者区分、被保険者名、被保険者個人番号、被保険者宛名番号」を追加してほしい。 機能ID:8.1.5. 国保・後期高齢以外の場合は所得判定時に必要となる、加入保険の被保険者か被扶養者かの情報をもとにどのように確認・登録するのかお伺いします。 | <p>機能ID:8.1.4.において医療保険世帯を管理していることから、加入保険の被保険者か被扶養者かを管理する項目を機能ID:8.1.4.の標準オプション機能として追加しました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:8.1.4. 機能ID:9.1.5. 機能ID:10.1.5.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (新)</th> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0220837</td> <td>8.1.4.</td> <td>医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 世帯員(旧)所得割(計算前)所得割額 世帯員年少扶養人数 世帯員特定扶養人数 世帯員公的年金等の種類 世帯員被保険者・被扶養者区分コード 世帯員所得確定区分コード ※指定都市の場合 村民税所得割額 寄附金税割除</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>育成医療、精神通院医療も同様に対応</p> | 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | 0220837 | 8.1.4. | 医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 世帯員(旧)所得割(計算前)所得割額 世帯員年少扶養人数 世帯員特定扶養人数 世帯員公的年金等の種類 世帯員被保険者・被扶養者区分コード 世帯員所得確定区分コード ※指定都市の場合 村民税所得割額 寄附金税割除 | ○ |
| 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | | | | | |
| 0220837 | 8.1.4. | 医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 世帯員(旧)所得割(計算前)所得割額 世帯員年少扶養人数 世帯員特定扶養人数 世帯員公的年金等の種類 世帯員被保険者・被扶養者区分コード 世帯員所得確定区分コード ※指定都市の場合 村民税所得割額 寄附金税割除 | ○ | | | | | | | |
| 2 | <p><意見集約一覧(自立支援医療(精神通院医療):No3)></p> <p>■機能ID:10.1.2 期限合わせは国の通知に基づいて全国的に実施しているものであり、対象者は有効期限の取り扱いが通常と異なるため、期限合わせ対象/非対象を管理項目として頂きたい。</p> | <p>精神障害者保健福祉手帳と有効期間をあわせる運用があることから、機能ID:10.1.2.の標準オプション機能として管理項目「期間調整有無」を追加しました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:10.1.2.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (新)</th> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0220975</td> <td>10.1.2.</td> <td>【管理項目】 受付番号 身体合併症 ※ 日本語入力 精神障害者保健福祉手帳の同時申請 ※ありの場合のみ入力する。 進行状態コード 進達番号 交付方法コード 判定予定日 判定予定期間 期間調整有無</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>期間調整が必要な対象者かどうかを管理する項目として追加</p> | 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | 0220975 | 10.1.2. | 【管理項目】 受付番号 身体合併症 ※ 日本語入力 精神障害者保健福祉手帳の同時申請 ※ありの場合のみ入力する。 進行状態コード 進達番号 交付方法コード 判定予定日 判定予定期間 期間調整有無 | ○ |
| 機能ID (新) | 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | | | | | |
| 0220975 | 10.1.2. | 【管理項目】 受付番号 身体合併症 ※ 日本語入力 精神障害者保健福祉手帳の同時申請 ※ありの場合のみ入力する。 進行状態コード 進達番号 交付方法コード 判定予定日 判定予定期間 期間調整有無 | ○ | | | | | | | |

3. 市町村から都道府県への進達データの作成(概要)

- 市町村から都道府県へ進達するデータ情報を利用して都道府県がシステムへ登録するための方法について、市町村システムが標準化されることに伴い、また都道府県は現行システムであることを踏まえて、以下に示す。

標準化前のイメージ



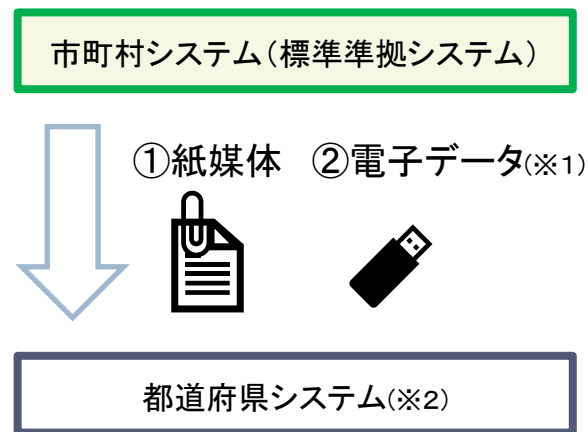
- (※1) 自治体によっては、現行システム等でTXTファイル、CSVファイル等を作成し、都道府県へ送付している。
 - (※2) 都道府県は、ファイルが送付されればシステムに登録している。
- 大きな流れは以下のとおりとなる。

1. (市町村)システム、Access、Excel等を利用して申請情報をファイル出力する。場合によっては都道府県が要求するレイアウトとなるようにExcelマクロ等で加工する。

2. (市町村)LG-WANメール等を利用して都道府県へ送付する。

3. (都道府県)ファイルを点検し、システムに登録する。
※ 文字コードや外字の扱いは自治体で異なる。

標準化後のイメージ



- (※1) 標準仕様書に規定された機能(次頁に記載)を利用し、ファイルを作成することが可能となる。
 - (※2) 都道府県は、送付されたファイルをシステムに登録することが可能となるが、現行システムの機能を確認する必要がある。
- 大きな流れは以下のとおりとなる。

1. (市町村)標準準拠システムを利用して申請情報をファイル出力する。場合によっては都道府県が要求するレイアウトとなるようにExcelマクロ等で加工する。
※ ファイルレイアウト等は事前に都道府県と市町村で取り決める必要がある。

2. (市町村)LG-WANメール等を利用して都道府県へ送付する。(個人情報・機密情報の取扱いに注意し、条例・規則等により対応する。)

3. (都道府県)ファイルを点検し、システムに登録する。
※ 文字要件は、「データ要件・連携要件標準仕様書」に準拠する必要がある。

3. 市町村から都道府県への進達データの作成(標準仕様書の機能)

○ 障害者福祉システム標準仕様書(2.1版案)における進達データ作成機能は、以下のとおりである。

機能・帳票要件

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

| 大項目 | 中項目 | 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 実装区分 | 要件の考え方・理由 | 備考 |
|---------------|------------|---------|---------|---|------|--|--|
| 4.精神障害者保健福祉手帳 | 4.2.進達管理機能 | 0220377 | 4.2.4. | 都道府県へ送付するための進達情報ファイルを作成できること。 ※ EUC機能の利用又はベンダの実装範囲の機能とする | ○ | ・ファイルレイアウトは都道府県と市町村間で取り決めること。 ・都道府県システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。 | 都道府県の現行システムはそれぞれであるため、都道府県により進達情報ファイルの取り込みレイアウトは異なる。 |

精神障害者保健福祉手帳以外に、同様の要件を以下に規定している。
身体障害者手帳(2.2.4.)
療育手帳(3.2.4.)
精神通院医療(10.2.6.)
特別児童扶養手当(12.2.4.)

進達情報ファイルを作成する機能は、以下の2つである。

①EUC機能

②ベンダの実装範囲の機能

現行のパッケージシステムでベンダが実装している機能やベンダの判断で実装する機能の範囲で利用可能である。具体的な機能の内容はベンダに確認する必要がある。

機能・帳票要件

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

| 大項目 | 中項目 | 機能ID(新) | 機能ID(旧) | 機能要件 | 実装区分 | | | | | 要件の考え方・理由 |
|-----------|------------|---------|---------|---|-----------|-------------|---------|----------|--------------|--|
| | | | | | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム | |
| 1.障害者福祉共通 | 1.5.一覧管理機能 | 0220156 | 1.5.1. | EUC機能(「地方公共団体情報の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体情報の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト(障害者福祉システム)」に規定するデータ項目とする。 支援措置対象者(障害者福祉システム(サブユニットを含む)で個別管理する支援措置対象者を含む)が含まれている場合は明示的に気づけること。 | ◎ | ◎ | ◎ | × | ◎ | 当要件は、障害者福祉共通として定義しており、各事業に付帯して必要とする要件は、各事業の機能・帳票要件に定義している。 |

①EUC機能(実装必須機能)の利用

デジタル庁が策定する「共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能(に規定されている機能)を利用し、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(障害者福祉システム)」に規定するデータ項目(で抽出条件を指定し、設定したデータ項目)を出力することが可能となっている。詳細は次頁に記載。

3. 市町村から都道府県への進達データの作成(共通機能における機能要件)

- **EUC機能の具体的な内容**について、「共通機能標準仕様書(第1.0版)」では、2.5.3.EUC機能に求められる機能として、「EUC機能の具体的な機能要件は「別紙1_機能要件」のとおりである」とされており、その内容は以下のとおりである。

共通機能 機能要件(第1.0版)

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 機能名称 | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 |
|--|-------------|-----|------------|---------|---|--------|
| 034 EUC機能 | | | | | | |
| 034 EUC機能 | 4.1 データ抽出形式 | | 検索機能 | 0340001 | <ul style="list-style-type: none"> ・データソースに対して検索条件、抽出項目(同一業務内の基本データリスト同士の組み合わせ、または複数業務にまたがる基本データリスト同士の組み合わせによる条件設定や抽出ができることを含む)の指定、抽出項目同士の並び替え(列)、及び昇順・降順のソートが指定できるとともに、当該条件によるデータの検索ができること。 | 実装必須機能 |
| <p>検索条件、抽出項目、データの並び順等を指定できる</p> | | | | | | |
| 034 EUC機能 | 4.1 データ抽出形式 | | 検索条件履歴管理機能 | 0340002 | <ul style="list-style-type: none"> ・検索条件の履歴から、一部の条件を変更して再利用ができること。 | 実装必須機能 |
| 034 EUC機能 | 4.1 データ抽出形式 | | 検索条件保存機能 | 0340003 | <ul style="list-style-type: none"> ・検索条件を名前、説明メモ等を付記し、保存できること。 ・保存した検索条件を利用して、再抽出できること。 | 実装必須機能 |
| <p>設定した条件を保存でき、次回以降呼び出しできる</p> | | | | | | |
| 034 EUC機能 | 4.1 データ抽出形式 | | データ加工、分析機能 | 0340005 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な演算子(+, -, ×, ÷)他、各種演算を表わす記号・シンボル)及び一般的に流通している表計算ソフトウェアやデータベースソフトウェアで用いられる一般的な関数を用いたデータの分析・加工等ができること。 | 実装必須機能 |
| <p>一般的な加工ができる</p> | | | | | | |
| 034 EUC機能 | 4.2 データ出力 | | ファイル出力機能 | 0340006 | <ul style="list-style-type: none"> ・抽出・分析・加工したデータに対して、CSV形式(区切り文字である「」カンマで区切ったデータ形式のこと。)でデータを出力できること。 ※個人番号(マイナンバー)の出力は禁止とする。 | 実装必須機能 |
| <p>CSVファイルを出力できる</p> | | | | | | |
| 034 EUC機能 | 4.2 データ出力 | | ヘッダ情報付与 | 0340007 | <ul style="list-style-type: none"> ・CSVファイル内の1行目を項目名とし、2行目以降をデータ行とすること。 | 実装必須機能 |
| 034 EUC機能 | 4.2 データ出力 | | 改行コード付与 | | <ul style="list-style-type: none"> ・データレコード単位に改行コード(CRLF)を付与すること。 | 実装必須機能 |
| 034 EUC機能 | 4.2 データ出力 | | 囲み文字付与 | | <ul style="list-style-type: none"> ・CSVファイル内の各項目をダブルクォーテーションで囲むこと。 | 実装必須機能 |
| <p>CSVファイルの取り決め</p> | | | | | | |
| 034 EUC機能 | 4.2 データ出力 | | ファイル命名規則 | 0340010 | <ul style="list-style-type: none"> ・CSVファイル名は、データ出力時にシステムの利用者が任意で指定できること。 | 実装必須機能 |
| 034 EUC機能 | 4.2 データ出力 | | 出力形式選択機能 | 0340011 | <ul style="list-style-type: none"> ・リスト形式及び宛名形式でのディスプレイや紙等への出力(ディスプレイ表示、プリンター、PDFファイルでの印刷等)ができること。 | 実装必須機能 |
| 034 EUC機能 | 4.2 データ出力 | | 文字形式 | 0340012 | <ul style="list-style-type: none"> ・データ項目を出力する際は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に定められた「文字要件」に従うこと。 | 実装必須機能 |
| <p>文字要件は決められている</p> | | | | | | |

3. 市町村から都道府県への進達データの作成(基本データリストのデータ項目)

- 利用できる具体的なデータ項目について、「データ要件・連携要件標準仕様書(第1.0版)」の「基本データリスト(障害者福祉システム)」の一部抜粋した内容は以下のとおりである。

■地方公共団体基幹業務システム_基本データリスト(障害者福祉)

水色セル:各グループにおける主キーのデータ項目

データの型と桁は決まっている

| データ項目ID | データ項目 | データ項目(ローマ字) | グループ | | | クラス分類 | | | データ型 | 桁数 | コード | 繰り返し | データ出力条件 | 項目定義 |
|---------|---------|-----------------|---------------|-----|------|---------------|---------|-----|------|----|-----|------|---------|----------------------------------|
| | | | 名称 | 主キー | 外部キー | LV1 | LV2 | LV3 | | | | | | |
| 022 | 市区町村コード | shikuchosonkodo | 精神障害者保健福祉手帳情報 | ○ | | 精神障害者保健福祉手帳申請 | 市区町村コード | | X | 6 | | | 必須 | 市区町村を一意に識別するコード |
| 022 | 宛名番号 | atenabango | 精神障害者保健福祉手帳情報 | ○ | ○ | 精神障害者保健福祉手帳申請 | 宛名番号 | | X | 15 | | | 必須 | 障害児者の宛名番号(自治体内において、個人を一意に識別する番号) |
| 022 | 履歴番号 | rirekibango | 精神障害者保健福祉手帳情報 | ○ | | 精神障害者保健福祉手帳申請 | 履歴番号 | | 9 | 5 | | | 必須 | 履歴を管理できる番号 |
| 022 | 申請日 | shinseibi | 精神障害者保健福祉手帳情報 | | | 精神障害者保健福祉手帳申請 | 申請日 | | DATE | 10 | | | 必須 | 申請、届出のあった日 |
| 022 | 申請事由コード | shinseijiyukodo | 精神障害者保健福祉手帳情報 | | | 精神障害者保健福祉手帳申請 | 申請理由 | | X | 2 | 006 | | 必須 | 各種申請・届出の事由 |
| 022 | 進達日 | shintatsuhi | 精神障害者保健福祉手帳情報 | | | 精神障害者保健福祉手帳申請 | 進達 | | DATE | 10 | | | 条件付き必須 | 都道府県へ進達する予定日(または進達した日) |
| 022 | 変更日 | henkobi | 精神障害者保健福祉手帳情報 | | | 再交付・変更 | 変更 | | DATE | 10 | | | 任意 | 精神障害者保健福祉手帳の変更を決定した日 |
| 022 | 返達日 | henkanbi | 精神障害者保健福祉手帳情報 | | | 再交付・返達 | 返達 | | DATE | 10 | | | 条件付き | 精神障害者保健福祉手帳を返達した日 |

利用できるデータ項目

コード項目のコードID

- 検索条件
例えば、申請事由コード、進達日で抽出する、そのためには申請事由コードの内訳の統一や進達日の入力ルールが必要である、といった取り決めが必要である。
- 抽出項目
CSVファイルを作成する単位(申請事由毎、進達日単位等)、出力する項目、並び順等の取り決めが必要である。

| コード一覧(個別) | | 業務名 | | 障害者福祉 | |
|-----------|--------|------|-------------|---|--|
| コードID | コード名 | コード値 | コード値の内容 | 備考 | |
| 006 | 手帳申請事由 | 10 | 新規交付・転入 | "10"~"19"はユーザにて任意に設定。 "10"番号は新規で台帳登録を行う事由として設定する。 "10"番号を入力した場合は、申請日は当事由による日付となる。 | |
| | | 20 | 再認定・再交付 | "20"~"29"はユーザにて任意に設定。 "20"番号は再認定や再交付の事由として設定する。 "20"番号を入力した場合は、申請日は当事由による日付となる。 | |
| | | 30 | 記載事項変更 | "30"~"39"はユーザにて任意に設定。 "30"番号は記載事項変更の事由として設定する。 "30"番号を入力した場合は、申請日は当事由による日付となる。 | |
| | | 40 | 転出・死亡・その他返還 | "40"~"49"はユーザにて任意に設定。 "40"番号は台帳管理対象外となる事由として設定する。 "40"番号を入力した場合は、申請日は当事由による日付となる。 | |

コード値とその内容

3. 市町村から都道府県への進達データの作成(レイアウトの規定例)

○ 市町村システムで作成するCSVファイルのレイアウトを定める必要があるが、例えば、以下の方法が考えられる。

例) 精神障害者保健福祉手帳

| データ項目ID | データ項目 | データ項目 (ローマ字) | グループ 主キー | データ型 | 桁数 | コード | 繰り返 | データ 出力 条件 | 項目定義 | 標準仕様書 関連箇所 | 実装 種類 | サンプル値 |
|---------|-------|---------------------|-------------|------|-----|-----|-----|-----------------|----------------------------------|---------------|----------|-------------|
| 022 | 00211 | 市区町村コード | ○ | X | 6 | | | 必須 | 市区町村を一意に識別するコード | | ○ | 131018 |
| 022 | 00212 | 宛名番号 | ○ | X | 15 | | | 必須 | 障害児者の宛名番号(自治体内において、個人を一意に識別する番号) | 4.1.2. | ○ | 12345678912 |
| 022 | 00213 | 履歴番号 | ○ | 9 | 5 | | | 必須 | 履歴を管理できる番号 | 4.1.2. | ○ | 12345 |
| 022 | 00214 | 申請日 | | DATE | 10 | | | 必須 | 申請、届出のあった日 | 4.1.2. | ○ | 2012-04-02 |
| 022 | 00215 | 申請事由コード | | X | 2 | 006 | | 必須 | 各種申請・届出の事由 | 4.1.2. | ○ | 10 |
| 022 | 00216 | 進達日 | | DATE | 10 | | | 条件付き 必須 | 都道府県へ進達する予定日(または進達した日) | 4.1.2. | ○ | 2012-04-02 |
| 022 | 00217 | 変更日 | | DATE | 10 | | | 任意 | 精神障害者保健福祉手帳の変更を決定した日 | 4.1.2. | ○ | 2012-04-01 |
| 022 | 00218 | 返還日 | | DATE | 10 | | | 条件付き 必須 | 精神障害者保健福祉手帳を返還した日 | 4.1.2. | ○ | 2012-04-02 |
| ～(中略)～ | | | | | | | | | | | | |
| 022 | 00263 | 再交付日 | | DATE | 10 | | | 条件付き 必須 | 再交付した日 | 4.3.2. | ○ | 2012-04-02 |
| 022 | 00264 | 手帳番号 | | 9 | 10 | | | 条件付き 必須 | 手帳番号 | 4.3.2. | ○ | 100000001 |
| 022 | 00265 | 有効期限 | | DATE | 10 | | | 条件付き 必須 | 有効期限 | 4.3.2. | ○ | 2012-04-02 |
| 022 | 00266 | 障害等級コード | | X | 1 | 022 | | 条件付き 必須 | 障害等級 | 4.3.2. | ○ | 1 |
| ～(中略)～ | | | | | | | | | | | | |
| 022 | 00291 | 精神障害者保健福祉手帳独自施策_備考5 | | N | 200 | | | 任意 | 精神障害者保健福祉手帳に関する独自施策の日本語管理項目5 | 4.3.4. | | 相談の記録 |
| 022 | 00292 | 操作者ID | | X | 10 | | | 必須 | 操作者を一意に識別するコード | | ○ | 123456 |
| 022 | 00293 | 操作年月日 | | DATE | 10 | | | 必須 | 操作を行った年月日 | | ○ | 2021-11-01 |
| 022 | 00294 | 操作時刻 | | TIME | 8 | | | 必須 | 操作を行った時刻 | | ○ | 12:00:00 |

基本データリスト(グループ名称: 精神障害者保健福祉手帳情報、対象者情報、保護者情報等)に対して、出力対象とする項目に対して、右側に出力順の番号を入れる、又は出力順に項目を並び替える。

4. 都道府県システムの標準化(都道府県システムの調査目的と内容)

○ 標準化基本方針における都道府県に関する規定を踏まえ、都道府県の障害者福祉システムに関する実態調査を実施している。

実態調査を行うこととなった根拠

○ 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)第8条

地方公共団体が利用する地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

○ 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(令和4年10月7日に閣議決定)

6.2.4 都道府県の役割等(標準化法第9条第3項)標準化対象事務の多くは、主として市区町村が処理するものであるが、**都道府県において標準化対象事務を処理しているシステムを利用している場合は**、都道府県においても標準準拠システムの利用が義務付けられることから、市区町村と同様に、**標準準拠システムへの移行が必要**となる。

実態調査の内容

○ 47都道府県への調査

各都道府県へ導入されている障害者福祉事務に係るシステムについて実態を把握するために、**47都道府県に対して**、「障害者福祉システムの利用状況について(依頼)」(令和4年12月1日 事務連絡)にて、**実態調査を実施**している。
⇒ 40都道府県より回答。

○ 都道府県システムベンダへの調査

都道府県における障害者福祉事務を対象としたパッケージシステムを開発・導入していると考えられる**2社に対してアンケート調査及びヒアリング調査を実施**している。
⇒ 2社より回答。

(参考) <自治体システム標準化の主な目的> 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】より

- ①コスト削減(2018年度比で少なくとも3割を削減)
- ②ベンダロックインの解消(ベンダの切替を容易にする)
- ③行政サービス・住民の利便性の向上(システム調達等の業務低減による行政サービス向上)
- ④行政サービス・住民の利便性の向上(行政手続きオンライン化による行政サービス向上)
- ⑤行政運営の効率化(標準仕様書に合わせた業務フローの見直しによる効率化)

4. 都道府県システムの標準化(調査結果の取りまとめ(40都道府県))

○ ベンダが導入するシステムを利用している都道府県の取りまとめ

| No | 対象事務 | 団体数 | 状況 | 考察 |
|----|----------|-----|---|---|
| 1 | 身体障害者手帳 | 38 | ほぼ全ての団体がシステムを利用しているが、個別開発システムの団体が多くなっている。 | 対応ベンダ44社のうち、パッケージシステム保有ベンダは3社であるが、うち1社は精神関連のみ、1社は特児手当のみに対象事務が限られている。 <u>他の41社は特定団体向けに開発した個別開発システムを導入しているが、これらの団体はパッケージではないため、標準化の対応は厳しいのではないか。</u> |
| 2 | 療育手帳 | 38 | | |
| 3 | 精神障害者手帳 | 39 | | |
| 4 | 精神通院医療 | 39 | | |
| 5 | 特別児童扶養手当 | 39 | | |
| 6 | 国制度手当 | 8 | <u>システム利用は8団体であり、多くがExcelや紙による運用となっている。</u> | ・利用するシステムは、Access・桐を含む個別開発システムとなっており、 <u>標準化するための基となるパッケージシステムではない。</u> ・ <u>システム化ニーズが低いと考えられ、標準化の効果が期待できないのではないか。</u> |
| 7 | 補装具 | 7 | <u>システム利用は7団体であり、多くがExcelや紙による運用となっている。</u> | ・利用するシステムは、Access・桐を含む個別開発システムとなっており、 <u>標準化するための基となるパッケージシステムではない。</u> ・更生相談所の判定事務は市町村(指定都市)においても標準化の対象外としており、 <u>システム化ニーズが低いと考えられ、標準化の効果が期待できないのではないか。</u> |
| 8 | 更生医療 | 7 | | |
| 9 | その他 | 1 | 精神入院医療システムを <u>1団体が利用しているのみ</u> である。 | 検討不要と考えて問題ないのではないか。 |

○ 都道府県を標準化の対象とするかに関する都道府県の意見の取りまとめ

| 主な意見 | 考察 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・<u>対象となる事務を早期に明確化</u> ・<u>都道府県事務に対応した標準仕様書の早期の提示</u> ・<u>各都道府県の制度・システム等の現状把握(特に独自性が強い手帳制度)</u> ・<u>都道府県への丁寧な説明</u> ・<u>対応可能なスケジュールの提示 ※市町村は準備が2年間、移行は3年間あり障害者団体等との調整や住民への説明プロセスも必要</u> ・<u>十分な財源措置(補助金)の提示</u> ・<u>ベンダーの確保</u> ・<u>標準化により期待される効果の提示(市町村との情報連携による事務の効率化等)</u> ・<u>市町村システムの標準化に合わせた改修との二重投資の抑制</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>都道府県に対応した標準仕様書の策定</u> 都道府県・ベンダに対する業務フロー・機能・帳票の実態調査及び標準仕様書たたき台作成に半年、検討会での検討に半年、<u>合計1年は必要</u>となるのではないか。 ○ <u>対応可能なスケジュールの提示</u> 令和7年度末の移行期限では、<u>標準仕様書策定から2年間の移行となる</u>ため、都道府県・ベンダとも対応は非常に厳しいのではないか。都道府県は市町村の標準化の支援も同時に行う点も留意が必要ではないか。 |

4. 都道府県システムの標準化(調査結果の取りまとめ(ベンダ2社))

○ ベンダ2社のパッケージ対応範囲の取りまとめ

| No | 対象業務 | パッケージ名称 | 団体数 | 状況 | 考察 |
|----|----------|-----------------------|-----|--|---|
| 1 | 身体障害者手帳 | 身体障害者手帳発行システム | 30 | ・2社ともパッケージを保有し提供しているが、うち1社は特別児童扶養手当のみである。 ・47都道府県のうち、左記団体数にパッケージを導入している。 ・カスタマイズが多い。 | ・調査した2社が導入していない都道府県は、Excel等による管理ではなく、独自開発システムを利用していると想定される。 ・調査した2社の情報だけでは実態把握が不足しているため、都道府県に対する現行システムに関するアンケート調査結果と合わせて考察する必要がある。 |
| 2 | 療育手帳 | 療育手帳発行システム | 27 | | |
| 3 | 精神障害者手帳 | 精神手帳・自立支援医療受給者証発行システム | 20 | | |
| 4 | 精神通院医療 | | 20 | | |
| 5 | 特別児童扶養手当 | 特別児童扶養手当システム | 33 | | |
| 6 | 国3手当 | 特別障害者手当等支給システム | 2 | <u>パッケージの導入は2団体であり、システム化ニーズは相当低い。</u> | ・Excel等による対応と想定されるが、システム化している場合でも独自開発と考えられ、都道府県に対する現行システムに関するアンケート調査結果と合わせて考察する必要がある。 |
| 7 | 補装具 | なし | 0 | <u>更生相談所の判定事務を行うパッケージシステムはない。</u> | ・Excel等による対応と想定されるが、システム化している場合でも独自開発と考えられる。 ・更生相談所の判定事務は市町村(指定都市)においても標準化の対象外としており、 <u>標準化にそぐわないと考えられる。</u> |
| 8 | 更生医療 | なし | 0 | | |
| 9 | その他 | なし | 0 | その他の事務に対応したパッケージシステムはない。 | — |

○ 標準化の対象とするかに関する都道府県ベンダの意見の取りまとめ

| 主な意見 | 考察 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・(A社) <u>現行ユーザーの移行を令和7年度末までにすべて完了するのは困難な見通し</u> ・(A社) 統合宛名システムとの移行スケジュール調整も大きな課題 ・(B社) <u>現時点において都道府県で導入している現行パッケージについては、標準化対応は行う予定はなし</u> ・(B社) 市町村向けパッケージに対して必要な都道府県機能を追加開発する方向で検討 ・(A社・B社) 現在の仕様書は都道府県業務が考慮されていないため、都道府県も標準化の対象とする場合、<u>都道府県の業務を踏まえた標準仕様の見直しが必要</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 対応可能ベンダ B社が対応しない場合は、A社の独占となる可能性があるが、現状においても寡占状態なのではないか。 ○ 都道府県に対応した標準仕様書の策定 都道府県・ベンダに対する業務フロー・機能・帳票の実態調査及び標準仕様書たたき台作成に半年、検討会での検討に半年、<u>合計1年は必要</u>となるのではないか。 |

4. 都道府県システムの標準化(都道府県を標準化の対象とするかについて①)

○ 都道府県を標準化の対象とするかについては、以下の理由により、「対象としない」のがよいのではないか。

- ① 標準化の目的(コスト削減、ベンダロックインの解消、行政サービスの向上等)達成は困難と考えられる。
- ② 事務名は同じであっても事務の内容や対応ベンダは異なっており、市町村システムと都道府県システムは別物であることから、都道府県事務に対応した標準仕様書を策定する必要がある。
- ③ 都道府県を標準化の対象とすることに賛成する意見は1件も見当たらず、都道府県も望んでいないと考えられる。
- ④ 仮に都道府県を標準化の対象とする場合、令和7年度までの移行は困難と考えられる。

① 標準化の目的達成が厳しいと考えられる理由について

| No | 主な目的 | 標準化による予想 | 予想の根拠 |
|----|---------------------------|-------------------------|--|
| 1 | 2018年度比で少なくとも3割を削減 | <u>保守費用全体は増大する可能性</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・(ソフトウェア保守費)A社が標準化による費用削減を想定していることから、ソフトウェア保守費の削減は期待できる可能性があるが、一方で市場規模が47団体と小さく現行費用も低額であるため、ソフトウェア保守費用の削減は見込めない可能性もあり得ることから、現時点で<u>削減効果は不透明</u>である。 ・(ハードウェア保守費)デジタル庁が実施している先行事業の投資対効果の机上検証より、<u>ガバメントクラウドに移行することで、サーバー等のハードウェア保守費用の削減</u>は期待できるが、一方で<u>ガバメントクラウド利用経費が純増</u>するため、サーバー保守費からクラウド利用料に変更となり、<u>結果的に増大する可能性が懸念</u>される。 ・(通信費)現状は庁内LAN環境であるため、<u>ガバメントクラウドとの通信回線費が純増</u>になる団体が多数ではないか。 |
| 2 | ベンダの切替を容易にする | <u>パッケージ保有3社の寡占化が懸念</u> | パッケージの保有は3社に限られ、うち1社は精神関連のみ、1社は特児手当のみに対象事務が限られているため、 <u>ベンダ切替が容易になるかは不透明</u> であり、また、 <u>1社独占又は3社の寡占となりベンダロックインの解消までは言い切れないのではないか。</u> |
| 3 | システム調達等の業務低減 | <u>多くの団体は増大する可能性</u> | 調達仕様書等が標準化されることから、団体によってはシステム調達等の業務低減は期待できるが、一方で多くの団体が個別開発システム又はパッケージをカスタマイズしたシステムを利用しており現状随意契約であるため、 <u>新たに調達が必要</u> となり、システム調達等の業務低減は見込めない団体が多いのではないか。 |
| 4 | 行政手続きオンライン化による行政サービス向上 | 該当しない | <u>申請・届出先は市町村</u> であるため、 <u>行政手続きオンラインの対応自体が不要</u> ではないか。 |
| 5 | 標準仕様書に合わせた業務フローの見直しによる効率化 | <u>非効率になる可能性</u> | 多くの団体が個別開発システム又はパッケージをカスタマイズしたシステムを利用しているため、標準化により業務フローを見直しできれば効果が期待できるが、一方で特定ベンダによる個別開発システムを利用している団体も多く、かえって標準化することにより現行機能・帳票が利用できなくなることなどから、 <u>業務フローの見直しはハードルが高く、標準化後は当面非効率になる可能性が考えられる</u> のではないか。 |

4. 都道府県システムの標準化(都道府県を標準化の対象とするかについて②)

② 市町村システムと都道府県システムは別物である理由について

| No | 相違観点 | 市町村システム | 都道府県システム | 相違点 |
|----|--------------------|---|---|---|
| 1 | パッケージ保有ベンダ | <u>20社以上</u> である | <u>3社</u> である ※ベンダが標準準拠対応するかは未定 | <u>ベンダ数が異なる、市町村向けと都道府県向けのパッケージが異なる</u> |
| 2 | 主な事務の形態 機能・帳票要件 | いわゆる進達事務 ・窓口事務 ・都道府県への進達事務 ・都道府県からの結果受領/申請者への送付や受け渡し事務 | いわゆる交付事務 ・各市町村からの進達物の登録事務 ・判定事務 ・市町村毎に判定結果物の送付事務 | ・ <u>都道府県で窓口事務を行っているのは国制度手当のみである、事務内容は異なる</u> ・ <u>業務フロー、機能要件、帳票要件が異なる</u> |
| 3 | データ要件 | 個人の特定は <u>宛名番号</u> を利用 | ・ <u>宛名番号を保持していない</u> ・ <u>個人を一意に特定できない</u> | ・個人を特定する <u>キー項目が異なる</u> ・ <u>データ項目が異なる</u> |
| 4 | 連携要件 | 住基や税等の他基幹系システムとの連携が多い | 他システムとの連携は少なく、児童相談システムとの連携等市町村と異なる | 中間サーバーとの連携は共通するが、他の <u>連携するシステムが異なる</u> |

③④ 都道府県が標準化を望んでいない／令和7年度までの移行は厳しいことについて

| 主な都道府県意見 | 主なベンダ意見 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・<u>移行スケジュールの懸念</u> ※準備1年間、移行2年間となる ・<u>ベンダー確保の懸念</u> ・<u>市町村システムの移行支援と重複して対応が必要</u> ・都道府県事務に対応した標準仕様書の早期提示の必要 ・十分な財源措置(補助金)の必要 ・1件のみ、「<u>市町村からの進達情報のファイル連携による事務の効率化など、システムの標準化に期待する効果もあり</u>」の意見あり | <ul style="list-style-type: none"> ・現行ユーザーの移行を<u>令和7年度末までに完了するのは困難</u> ・<u>現行パッケージは標準化対応は行う予定はなし</u> ・都道府県の業務を踏まえた標準仕様の見直しが必要 |

上記について、自治体システム標準化に対する都道府県やベンダの意見に懸念が多いのは、現状示されている移行スケジュールやベンダの動向によるものと考えられる。

5. 主な今後の継続検討事項

○ 主な今後の継続検討事項は、以下のとおりである。

| No | 継続検討事項 | 検討の概要 | 対応の方向性 |
|----|----------------------------|--|--|
| 1 | 引越しOSS対応 | 引越しワンストップサービスの対応について、 <u>標準仕様書へ反映する必要がある。</u> | デジタル庁より令和5年3月時点の標準仕様書に規定する業務として、「国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当、印鑑登録、軽自動車税」が指定されたことから、 <u>令和5年度以降、必要に応じて検討</u> いたします。 |
| 2 | 標準仕様の指定都市における課題等検討会（デジタル庁） | <p>検討の手順</p> <p>①【デジタル庁】過去の意見照会のカテゴリズ（制度的・組織的な必須記載内容の不足の点検など）【作業着手済・11月下旬まで】</p> <p>②【デジタル庁】①の際に、過去の意見照会で反映を見送った理由を関係府省庁から集約【作業着手済・11月下旬まで】</p> <p>③【指定都市】②をもとに、他指定都市の意見照会回答も含め○×で判定し、全指定都市及び関係府省庁と共有【1月半ばまで】</p> <p>④【協力事業者】③について、技術的な観点でパッケージに取り込めるか確認【2月半ばまで】</p> <p>⑤【デジタル庁、関係府省庁、指定都市】②③④を確認し、異論があるものについて再調整し、成案をまとめていく【2022年度内目標】</p> <p>※成案決定後速やかに仕様へ反映を行うが、原則として成案を採用することを関係者間で合意し、開発に支障が生じないようにする。</p> | デジタル庁より依頼があれば検討し、可能なものは標準仕様書へ反映いたします。 |

なお、上記以外に次の事項についても対応する可能性がある。

- ・検討・課題一覧及び継続検討一覧の残課題のうち、必要かつ対応が可能な事項
- ・その他、政府方針や国施策、追加の事務連絡等により影響がありかつ対応が必要な事項